

# 第2次茨城県再犯防止推進計画（案）

～犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けて～



茨城県人権啓発キャラクターKOKOちゃん

令和 年 月



## — 目次 —

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b>	1
<b>第2章</b>	<b>計画の数値目標</b>	4
<b>第3章</b>	<b>施策の展開</b>	5
1	国・市町村・民間団体等との連携強化	5
2	就労・住居の確保	6
(1)	就労の確保	6
(2)	住居の確保	12
3	犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援	16
(1)	高齢者又は障害者への支援	16
(2)	薬物依存を有する者への支援	20
(3)	青少年への支援	24
(4)	性犯罪をした者への支援	27
(5)	その他の特性に応じた支援	30
4	民間協力者の活動の促進	31
5	広報・啓発活動の推進	34
<b>【参考資料】</b>		36

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

平成28年12月、国は、再犯の防止等に関する施策（以下「再犯防止施策」という。）を推進することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）を制定しました。

また、法に基づき、平成29年12月、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定しました。

法では、再犯防止施策の実施等の責務が国だけではなく地方公共団体にもあることが規定されるとともに、都道府県及び市町村に対し国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

これにより、本県は令和3年3月、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「茨城県再犯防止推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、第1次計画に基づき、再犯防止の観点から、国、市町村、民間団体等と連携し、犯罪をした者等に対する就労、住居、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進してきました。

さらに、令和5年3月、国は、新たに令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第2次再犯防止推進計画」を策定しました。国の「第2次再犯防止推進計画」では、国・都道府県・市町村の役割が明確化されるとともに、地方再犯防止推進計画策定の支援など、国・都道府県・市町村の連携を更に強化して、再犯防止施策に取り組んでいくことなどが定められました。

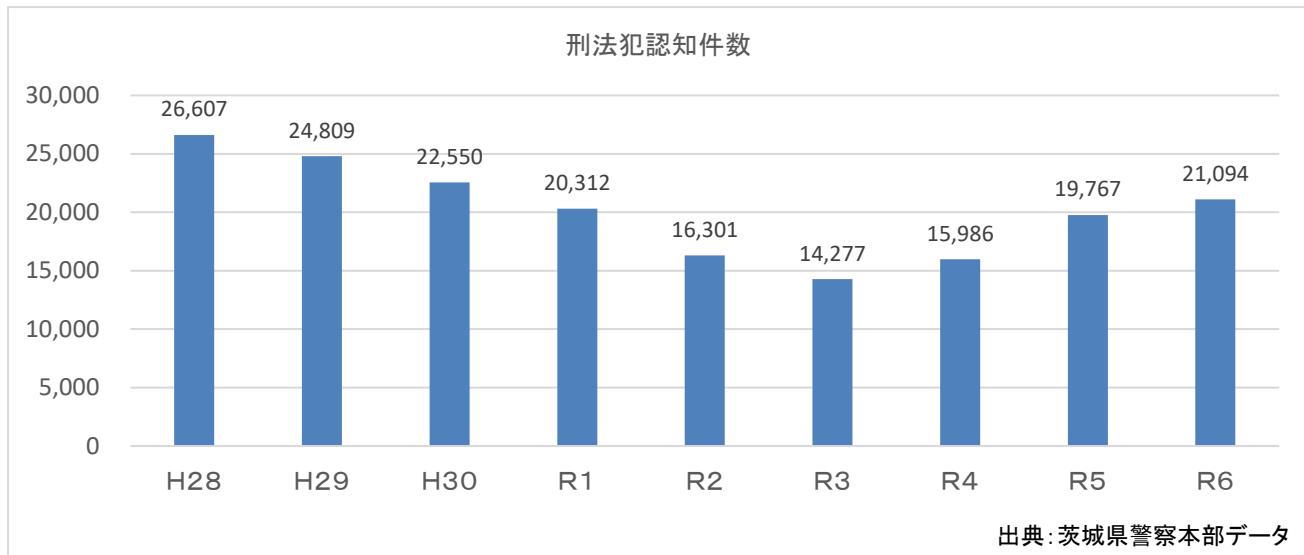
今般、国の「第2次再犯防止推進計画」の趣旨等を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施し、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようになりますことで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「第2次茨城県再犯防止推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### 2 本県の再犯防止を取り巻く状況

#### （1）本県の刑法犯認知件数

本県の刑法犯認知件数は、令和3年に14,277件まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和4年に15,986件、令和5年に19,767件、令和6年に21,094件となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の水準（20,312件）を超えるました。

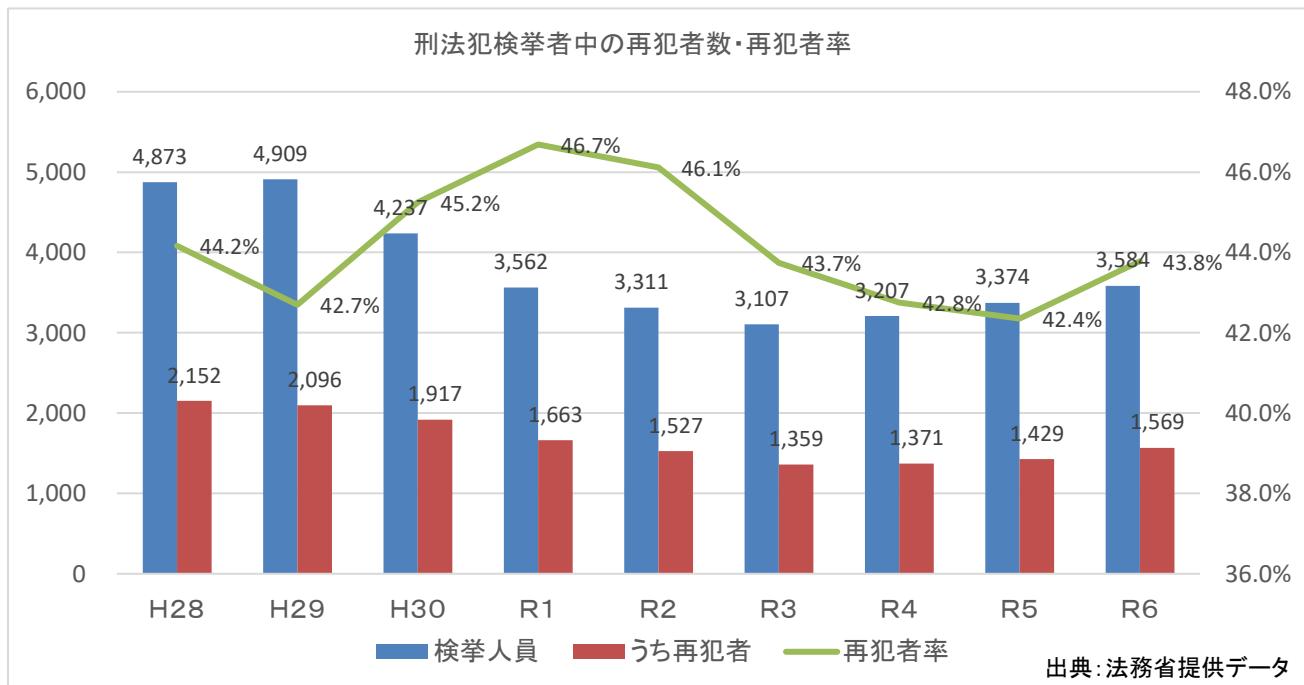
この要因として、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたこと、国において性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備を強力に推進してきたことなどが考えられます。



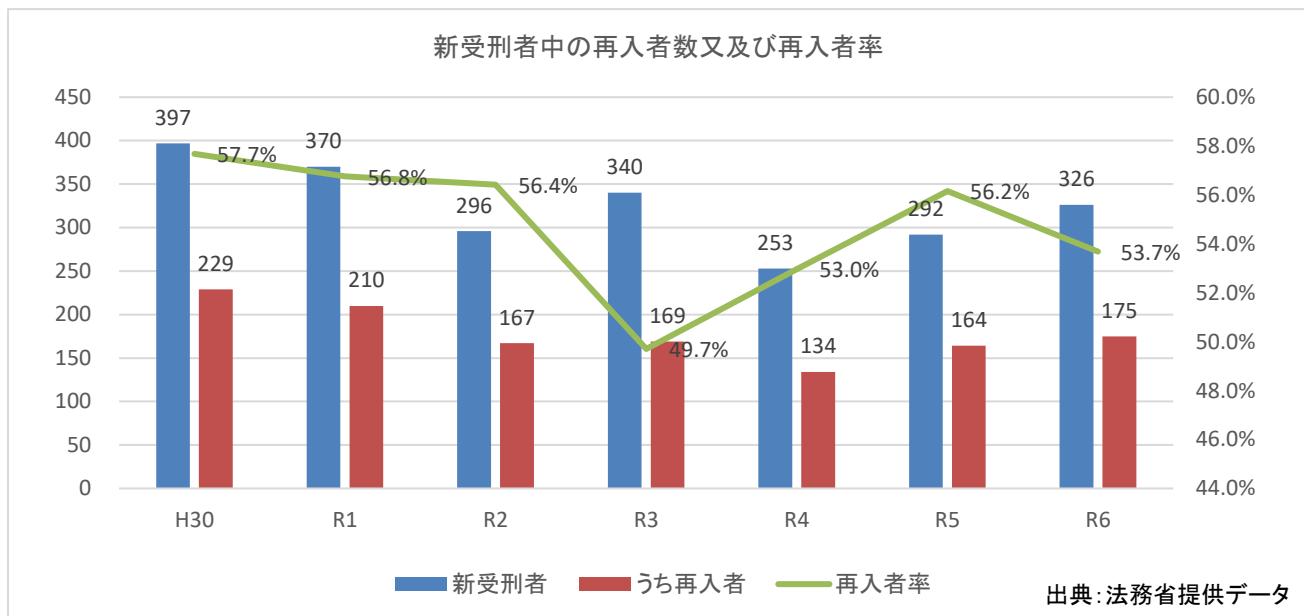
## (2) 本県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

本県の刑法犯検挙者中の再犯者数は、令和3年に1,359人まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和4年に1,371人、令和5年に1,429人、令和6年に1,569人となりました。

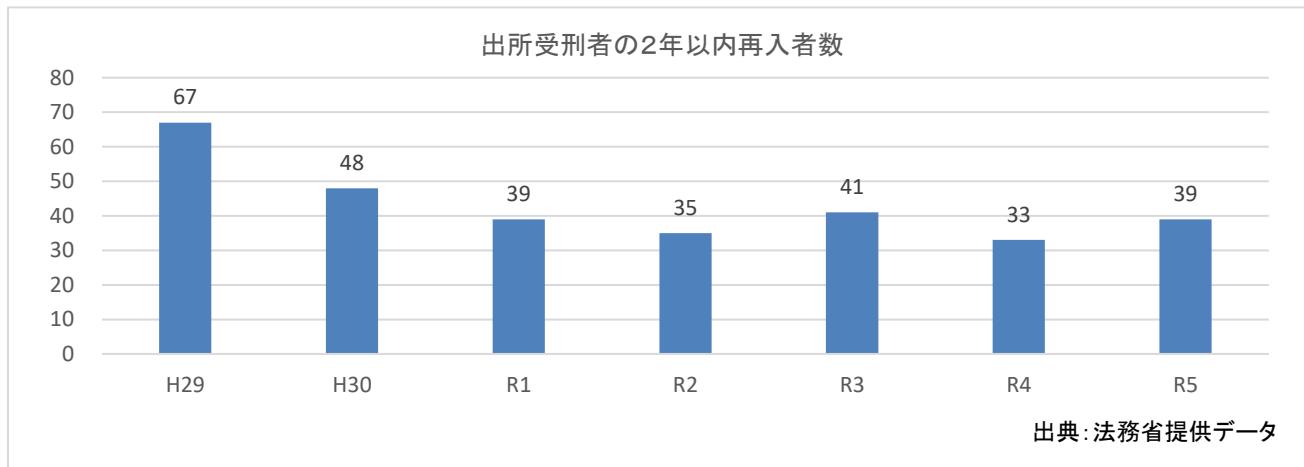
また、再犯者率は令和5年に42.4%まで減少しましたが、令和6年に43.8%と上昇に転じ、全国と同様、検挙者のうち半数近くが再犯者という状況が続いています。



### (3) 本県の新受刑者中の再入者<sup>1</sup>数及び再入者率



### (4) 本県の出所受刑者の2年以内再入者数



## 3 計画の位置付け

本計画は、法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案し、本県における取組について策定するものです。

## 4 基本方針と重点課題

法第3条に規定する基本理念を基に、国の「第2次再犯防止推進計画」に定められた基本方針及び重点課題を踏まえ、本県の基本方針及び重点課題を次のとおりとします。

### (1) 基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進する。

<sup>1</sup> 再入者：受刑のため刑事施設に入所するのが2回以上の者。

- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者的心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報する等により、広く県民の関心と理解を醸成する。

## (2) 重点課題

- ① 国・市町村・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援
- ④ 民間協力者の活動の促進
- ⑤ 広報・啓発活動の推進

## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

## 6 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」とします。具体的には、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち支援を必要とする者です。

## 7 計画の推進体制

関係する行政機関や民間団体、有識者等で構成する「茨城県再犯防止推進協議会」において、再犯防止施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ります。

## 第2章 計画の数値目標

本計画を進める上での数値目標は、次のとおりとします。

- ① 本県の刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和6年（基準値）に対し2割以上削減すること。

令和6年再犯者数	1,569人
<目標>	1,255人 【▲314人（20%）】

- ② 地方再犯防止推進計画を全市町村で策定すること。

令和6年4月1日現在策定期町村 10市町村（日立市、土浦市、結城市、常陸太田市、牛久市、

ひたちなか市、鉾田市、大洗町、東海村、境町）

<目標> 44市町村

## 第3章 施策の展開

### 1 国・市町村・民間団体等との連携強化

#### ア 現状と課題

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るために、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが大切です。

県は、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村において再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう必要な支援を行うなど、国、市町村、民間団体等と連携しながら、再犯防止施策を実施していく必要があります。

#### イ 国関係機関・団体の取組

国や県の関係機関で構成する「茨城県刑務所出所者等就労支援協議会」、「高齢又は障害等により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた施策に係る連絡協議会」、「茨城県心神喪失者等医療観察法関係者連絡会議」を設置し、情報交換や連携強化を図っています。	水戸保護観察所
市町村における再犯防止推進計画の策定に向けた働きかけや支援を行っています。	水戸刑務所
再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進するための一つの方策として、市町村議会議員や自治体職員による施設見学を実施しています。	水戸少年鑑別所

#### ウ 県の取組の方向

再犯防止推進協議会の運営	福祉政策課
国、更生保護・福祉・就労等に関する民間団体及び有識者等で構成する再犯防止推進協議会を運営し、継続的に情報交換・情報共有を行い、関係機関相互の連携強化を図ります。	
茨城県地域生活定着支援センター <sup>2</sup> との連携強化	
茨城県地域生活定着支援センターにおいて、市町村や、県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、医療関係機関及び更生保護関係機関との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。	

<sup>2</sup> 地域生活定着支援センター：高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。原則として各都道府県に1か所設置されている。

<b>市町村再犯防止推進計画策定に係る支援</b> 市町村に対し、地方再犯防止推進計画の策定を働きかけるとともに、策定のための助言や情報提供を行います。	<b>福祉政策課</b>
<b>茨城県暴力団離脱者就労対策協議会の開催</b> 警察、県暴力追放推進センター、水戸保護観察所、水戸刑務所、水戸公共職業安定所等で構成する「茨城県暴力団離脱者就労対策協議会」の開催により、就労の確保に向けた情報共有、連携強化に努めます。	<b>警察本部 組織犯罪対策 第一課</b>

## 2 就労・住居の確保

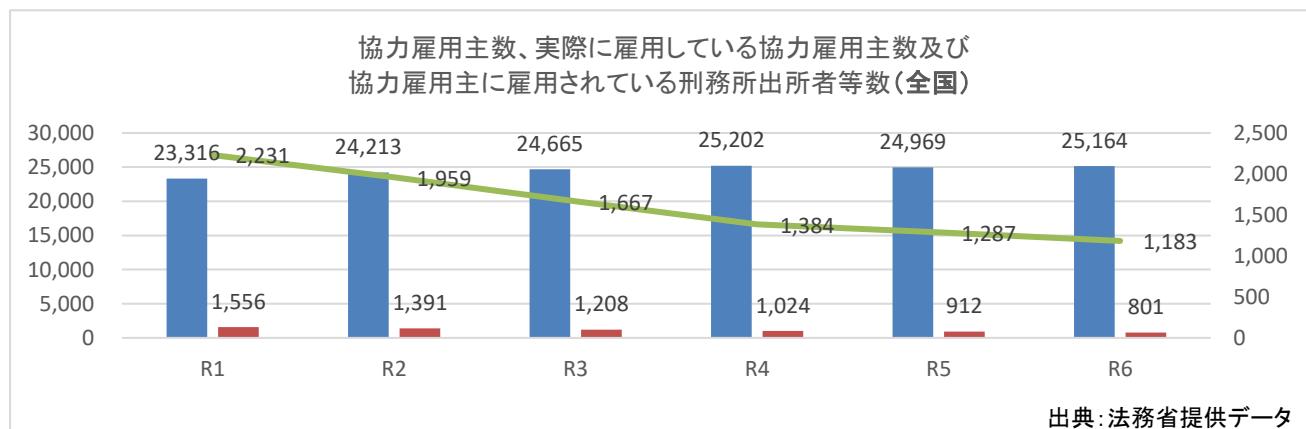
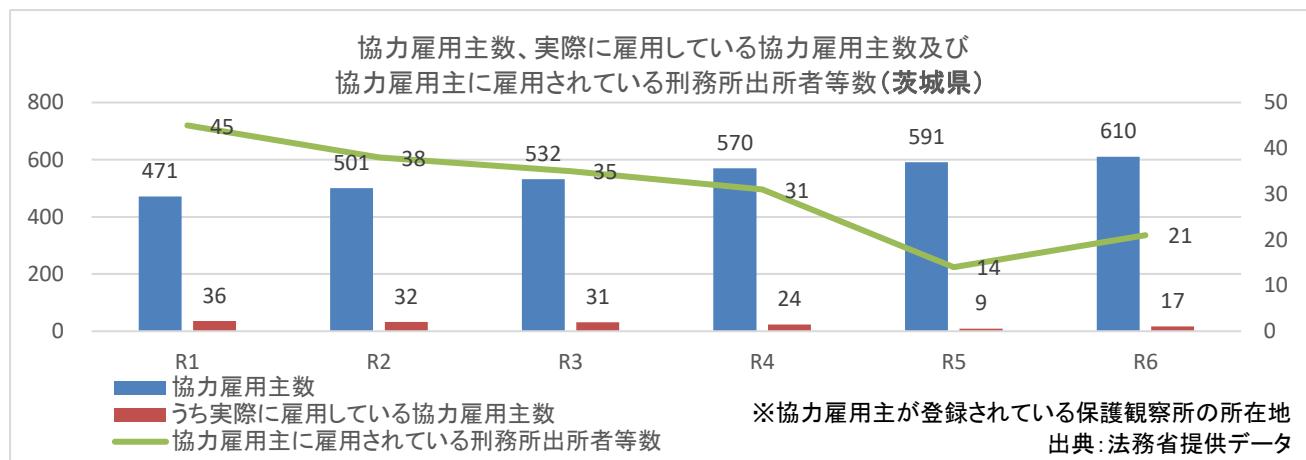
### (1) 就労の確保

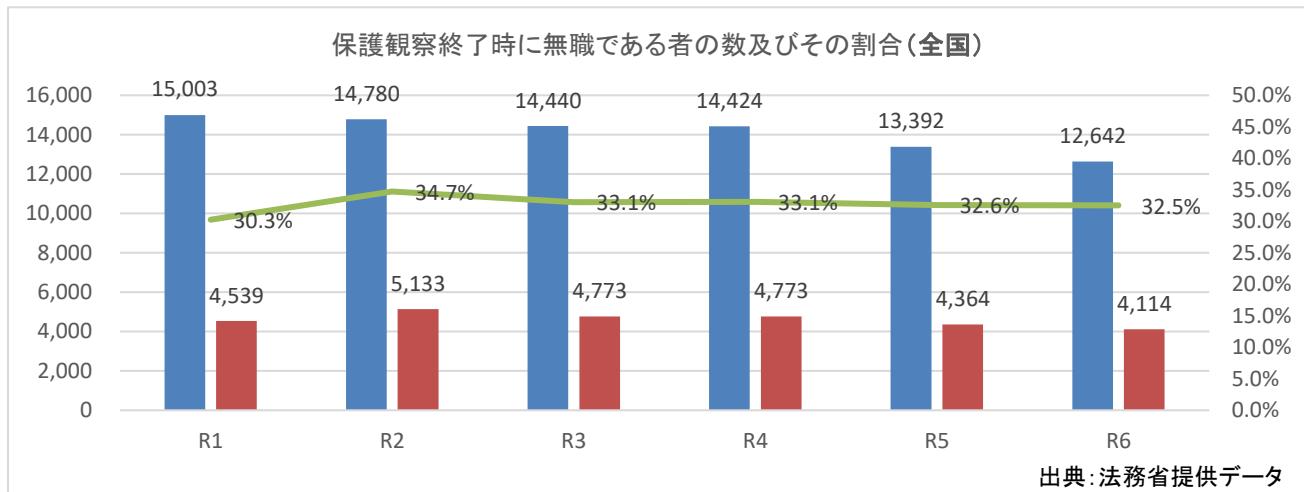
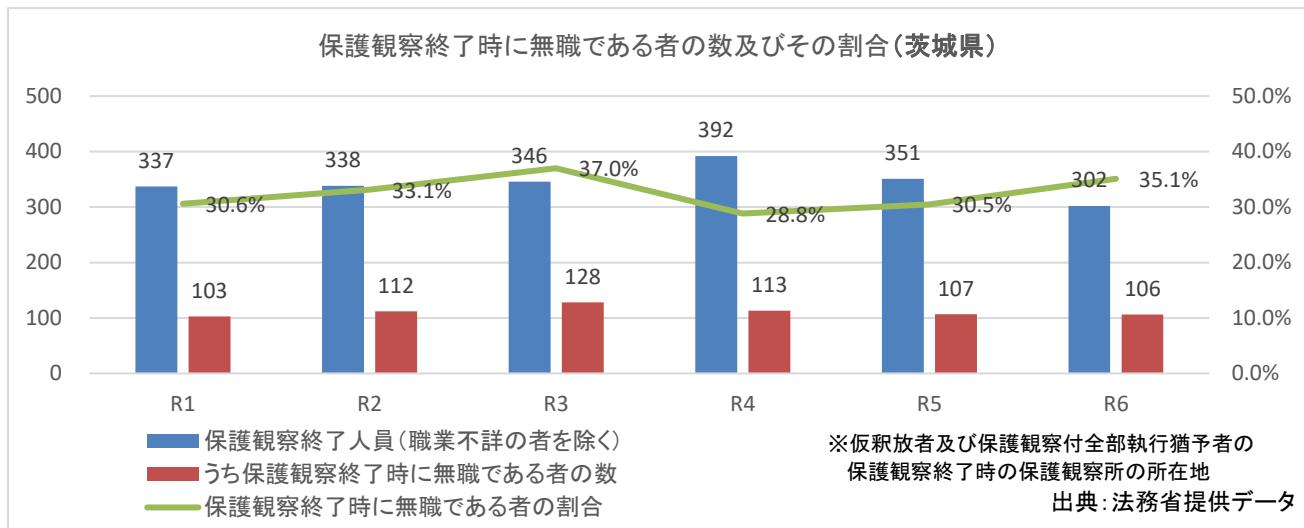
#### ア 現状と課題

令和6年版犯罪白書によると、全国の令和5年の刑務所再入者のうち犯行時に無職である者の割合は72.0%となっています。

本県の令和6年の協力雇用主数は610社となっています。また、本県で令和6年に保護観察を終了した者のうち保護観察終了時に無職である者の割合は35.1%となっています。

不安定な就労が再犯の要因の一つとなっていることから、県では、犯罪をした者等の就労の確保のため、協力雇用主の確保等を図ってきましたが、保護観察終了時に無職である者が少くないことや雇用された後も離職してしまう場合があることなどから、着実な就労に向けた継続的な支援を行う必要があります。





## イ 国関係機関・団体の取組

<p>協力雇用主<sup>3</sup>の登録を拡大し、保護観察対象者等の就労先の拡充を図ったり、身元保証人が確保できない方に対して身元保証を実施しています。</p> <p>刑務所出所者等で就労が困難な方に対し、就職活動支援業務、職場定着支援業務を民間事業者に委託し、継続的できめ細かな就労支援を実施しています。</p> <p>協力雇用主が刑務所出所者等を雇用した場合、一定の支給要件に基づき最大1年間就労奨励金を支給しています。</p>	<p><b>水戸保護観察所</b></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

<sup>3</sup> 協力雇用主：犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

就農希望のある刑務所出所者等を茨城就業支援センター <sup>4</sup> に入所させ、保護観察官による生活指導を受けながら、6か月間農業実習等を受講させ、就農による自立を支援しています。	水戸保護観察所
刑事施設 <sup>5</sup> で実施している特別改善指導の一環として、就労支援に関する指導を実施しています。この指導では、外部の専門家の協力も得ながら、就労の重要性、就労と犯罪の関係、日常生活での感情のコントロールなどを指導しています。	水戸刑務所
ハローワークや保護観察所 <sup>6</sup> と協力し、受刑者の出所後の就労先の確保に努めています。	
刑務所出所者等に対し、ハローワーク、刑務所等及び更生保護関係機関等が連携し、職業相談・紹介、協力雇用主等を対象とした求人開拓及びトライアル雇用 <sup>7</sup> 助成金等の支給等の総合的な支援を行うことによる自立の実現を図っています。（刑務所出所者等就労支援事業）	茨城労働局
雇用保険を受給できない方で、一定の要件を満たす特定求職者 <sup>8</sup> に対し、再就職の実現に当たって必要となる知識・技能を習得するための職業訓練を行っています。（求職者支援制度）	
求職者支援制度の利用者で一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金 <sup>9</sup> を支給しています。	
在院者の出院後の円滑な就労を目的として、茨城県公安委員会及び同委員会指定の竜ヶ崎自動車教習所と連携し、院内での原動機付自転車の免許取得を行っています。	茨城農芸学院 <sup>10</sup>
刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設 <sup>11</sup> の情報を提供するなど採用手続きをサポートしています。	コレワーク <sup>12</sup> 関東
地方公共団体や民間団体等の関係機関と連携して、事業主向けの個別相談会やセミナー（矯正施設スタディツアーや等）のイベントを主催しています。	

<sup>4</sup> 茨城就業支援センター：水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所に設置された、農業に従事して入所者の自立を目指す宿泊施設。

<sup>5</sup> 刑事施設：刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。刑事施設に少年院、少年鑑別所、婦人補導院を加えて「矯正施設」と称する。

<sup>6</sup> 保護観察所：犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う国の機関。

<sup>7</sup> トライアル雇用制度：刑務所出所者等を試行的に雇用した場合に、最長3か月間、月額4万円（最大12万円）のトライアル雇用助成金が支払われる制度。事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録し、雇用保険に加入していることが条件となる。

<sup>8</sup> 特定求職者となるには、ハローワークに求職申込みをした後、訓練を実施する施設等が行う選考に合格し、ハローワークにおいて受講のあっせんを受ける必要がある。

<sup>9</sup> 職業訓練受講給付金：本人及び世帯の収入、保有資産、訓練への出席状況等の要件を満たす場合に「月額10万円+通所手当+寄宿手当」が訓練期間中支給される。

<sup>10</sup> 茨城農芸学院：牛久市に所在する少年院。特徴的な取組として、地方公共団体・民間団体と連携した再犯防止施策（ブドウ栽培、官兵協働の学習支援）を実施している。

<sup>11</sup> 矯正施設：刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。

<sup>12</sup> コレワーク：矯正就労支援情報センターの通称名。受刑者等の就労を支援するために設置された機関。

<p>保護観察所及びハローワークと連携して「就職活動支援業務」を実施するとともに、就労した方の職場定着を図るため、協力雇用主等と連携して「職場定着支援業務」を実施しています。</p>	<p><b>就労支援事業者 機構<sup>13</sup></b></p>
<p>保護観察所と連携して協力雇用主の拡大を図るとともに、雇用の促進に取り組んでいます。</p>	
<p>就職後のフォローアップ事業として、職場定着支援対象者にあらかじめ同意を得た上で、対象者が就職してから概ね1年後に電話等で協力雇用主へ在籍状況等を確認し、必要に応じて定着に向けた課題への対応方法について助言等を行っています。</p>	
<p>保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的に住居を確保するとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。</p>	<p><b>更生保護法人<sup>14</sup>・ 自立準備ホーム<sup>15</sup> (NPO法人等)</b></p>
<p>更生保護施設<sup>16</sup>において、退所した者に対する相談支援等を行うフォローアップ事業を実施していきます。</p>	

## ウ 県の取組の方向

<p><b>協力雇用主の開拓・確保</b></p> <p>県ホームページ等において、犯罪をした者等を雇用することの意義や協力雇用主について周知するとともに、協力雇用主に対するインセンティブの付与を検討し、協力雇用主の開拓・確保に努めます。</p>	<p><b>福祉政策課</b></p>
<p><b>セミナー・研修会等における紹介</b></p> <p>県が主催するセミナー・研修会等において、協力雇用主、コレワーカや就労支援事業者機構の役割等について周知するとともに、協力雇用主に対する国の支援制度（助成金等）を紹介し、協力雇用主への動機づけを図ります。</p>	
<p><b>必要な資金の貸付</b></p> <p>社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対して必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。</p>	

<sup>13</sup> 就労支援事業者機構：保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っているNPO法人。

<sup>14</sup> 更生保護法人：更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体。

<sup>15</sup> 自立準備ホーム：NPO法人などが保護観察所に登録し、それぞれの特長を生かして入居者の自立を促す。施設の形態はさまざま、集団生活をするところもあれば一般的のアパートを利用する場合もあるが、いずれの場合も職員が毎日、生活指導等を行っている。

<sup>16</sup> 更生保護施設：更生保護法人が運営している施設。被保護者は集団で生活し、宿泊場所や食事、社会生活に適応するための支援の提供を受ける。

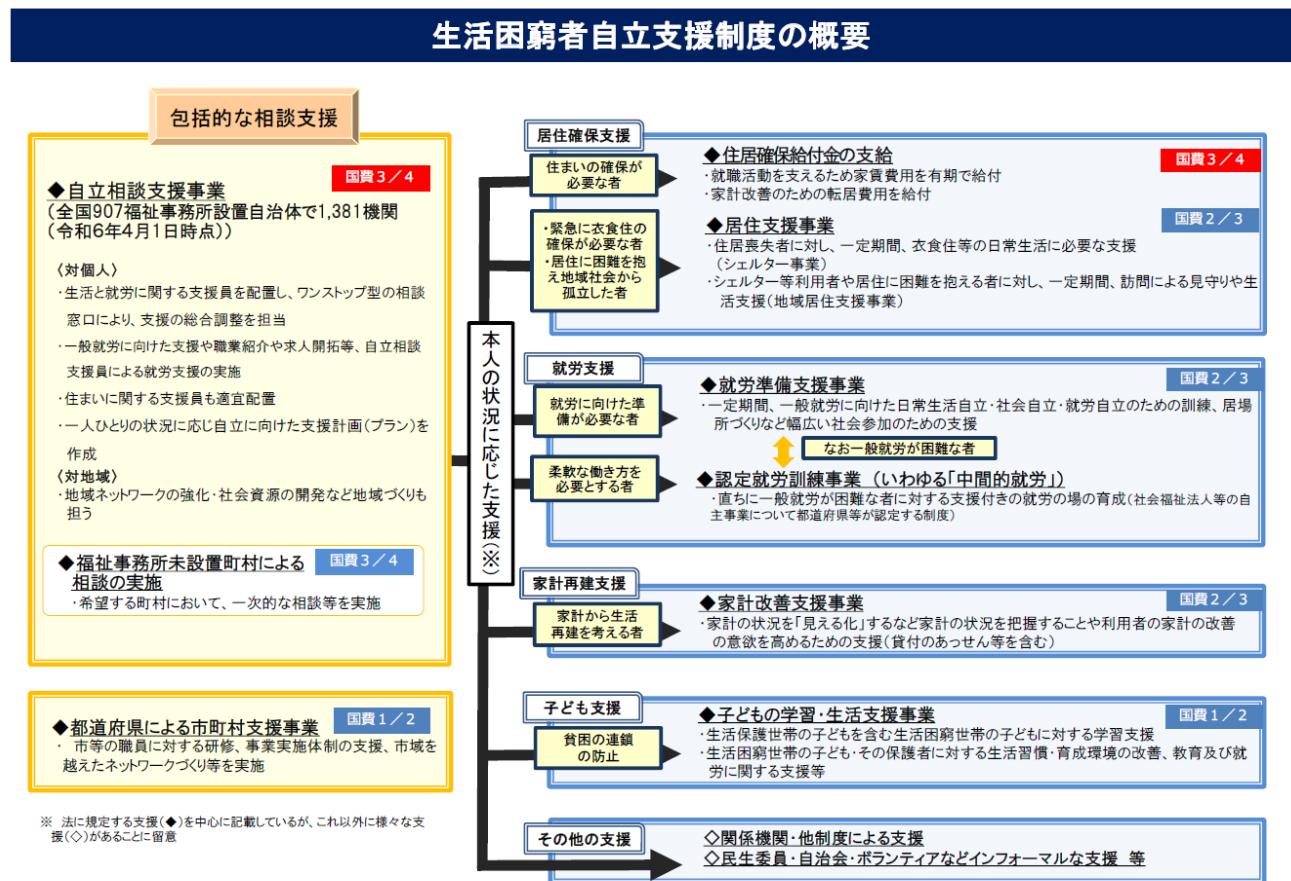
<b>生活困窮者に対する就労支援</b>	福祉人材 ・指導課
生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立支援事業など、県・市町村の福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の本人の状況に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。 (P11 図1 参照)	障害福祉課
<b>障害者に対する就労支援</b>	
障害者就業・生活支援センターでは、支援を必要とする障害のある方に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業生活の継続支援を行っています。 (P12 図2 参照)	
<b>いばらき就職支援センター<sup>17</sup>による就労支援</b>	労働政策課
いばらき就職支援センター及び県内5か所の地区就職支援センターにおいて、若年者をはじめとする就職希望者に対して就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施します。	
<b>公共職業訓練の実施による就労支援</b>	産業人材育成課
刑務所出所者に対し、法務省、厚生労働省及び農林水産省等と連携し、農業分野に関する公共職業訓練を実施し、就労に必要な知識及び技能を身に付けさせ、併せて就労支援を行うことを通じ、円滑な社会復帰を支援します。	
<b>就農希望者へのマッチング支援</b>	農業経営課
農業に就業を希望する方に対し、就職の受入先とのマッチング支援を行います。	
<b>賛同企業の開拓・確保</b>	警察本部 組織犯罪対策 第一課
県暴力追放推進センター <sup>18</sup> 等と連携し、暴力団離脱者の受け入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。	
<b>暴力団離脱者の就労支援</b>	
警察や県暴力追放推進センターにおいて、暴力団離脱者から就労支援の相談を受け、「茨城県暴力団離脱者就労対策協議会」の協議を踏まえて就労支援を行います。	
<b>茨城県暴力団離脱者就労対策協議会の開催 再掲</b>	
警察、県暴力追放推進センター、水戸保護観察所、水戸刑務所、水戸公共職業安定所等で構成する「茨城県暴力団離脱者就労対策協議会」の開催により、就労の確保に向けた情報共有、連携強化に努めます。	

<sup>17</sup> いばらき就職支援センター：茨城県が運営する無料職業紹介所で、就職に関する相談から就職までをサポートしている。

<sup>18</sup> 暴力追放推進センター：暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織。

<p><b>少年に対する就労支援</b></p> <p>一定の要件を備える少年に対する就労支援機関(ハローワーク等)の活用促進を図るとともに、必要に応じて面接会場への付き添いを行います。</p> <p><b>就労支援機関(ハローワーク等)との連携</b></p> <p>茨城県少年サポートネットワーク<sup>19</sup>により、少年の立ち直りを支援する関係機関・団体と就労支援機関(ハローワーク等)との連携強化を図ります。</p>	<p><b>警察本部</b> <b>人身安全少年課</b></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

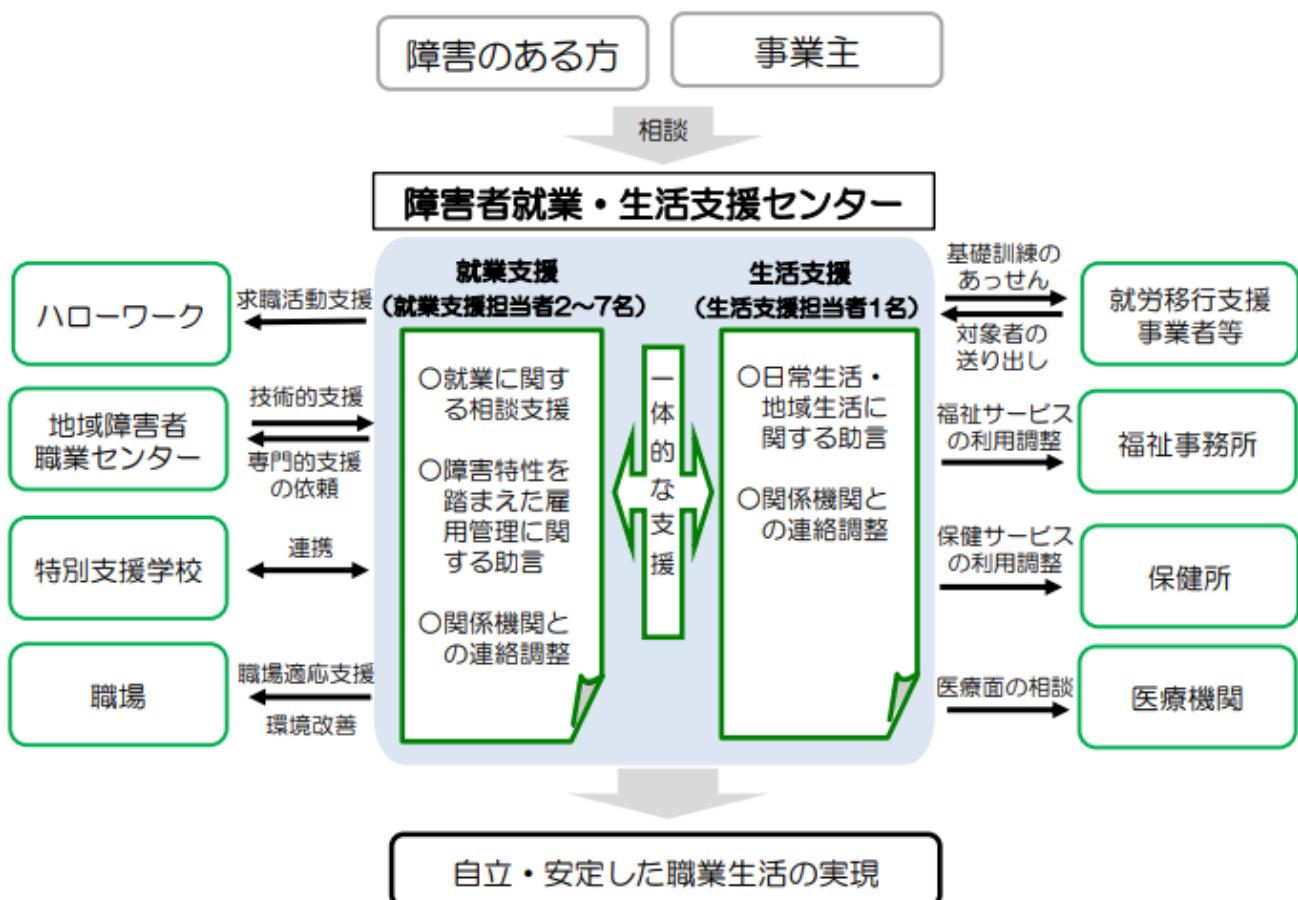
図 1



出典：厚生労働省資料

<sup>19</sup> 茨城県少年サポートネットワーク：少年の立ち直りを支援する関係機関・団体から構成されたネットワーク。サポート活動では、少年の問題や抱えている悩みなどに応じて、最も適した機関・団体（学校、児童相談所等）と連携し、少年を支援するためのチーム（少年サポートチーム）を組み、様々な専門家が関わり、立ち直りに向けた支援を行う。

図 2



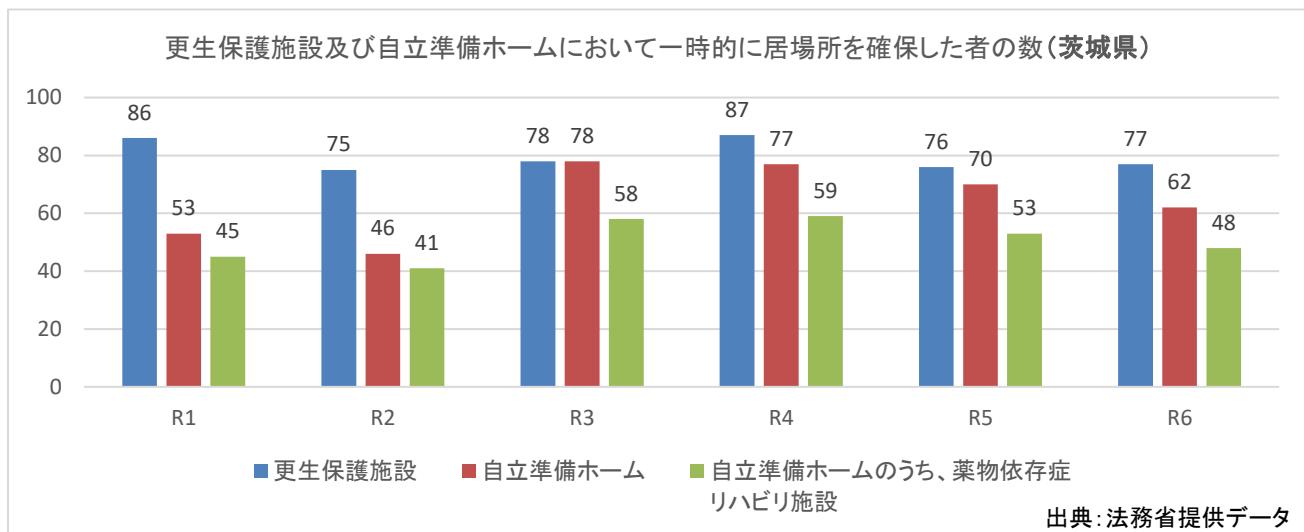
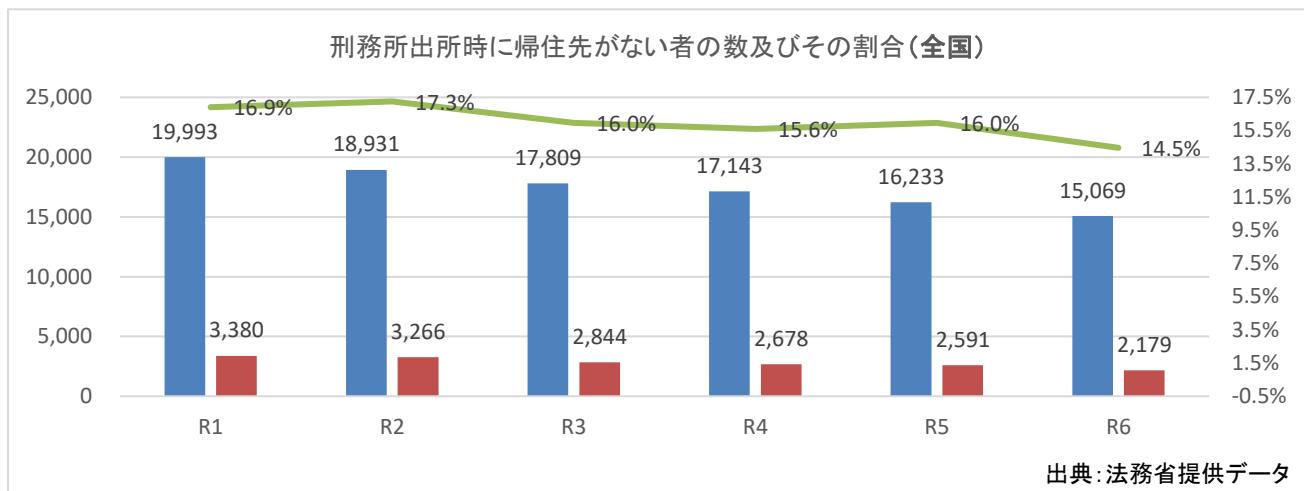
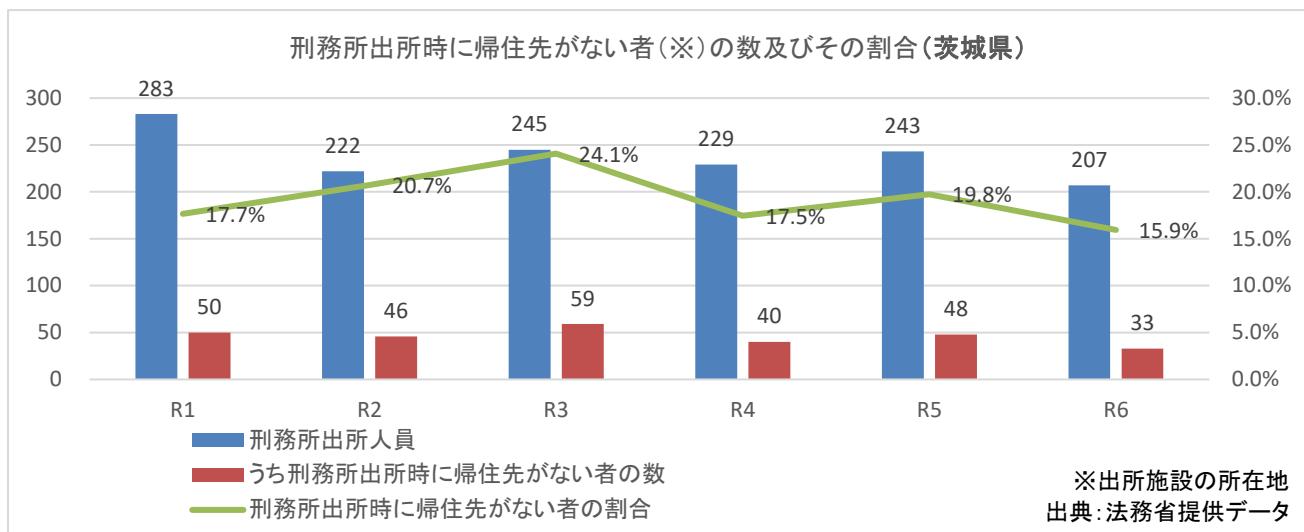
## (2) 住居の確保

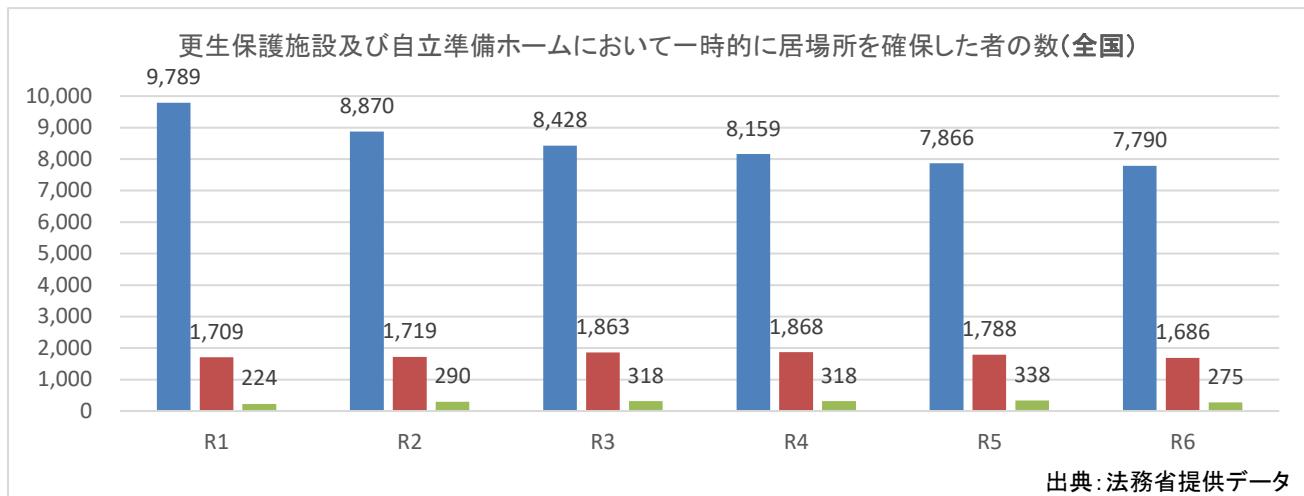
### ア 現状と課題

国の統計によると、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっています。

本県で令和6年に刑務所を出した者のうち、出所時に帰住先がない者の割合は15.9%となっています。また、本県で令和6年に更生保護施設、自立準備ホーム及び自立準備ホームのうち薬物依存症リハビリ施設において一時的に居場所を確保した者の数は、それぞれ77人、62人、48人となっています。

地域社会において安定した生活を送るために、適切な帰住先の確保が不可欠であり、再犯を防止する上で大切であることから、国、市町村、民間団体等と連携しながら、住居の確保を図る必要があります。





#### イ 国関係機関・団体の取組

更生保護施設・自立準備ホームに宿泊保護を委託し、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的な住居の確保を行っています。	水戸保護観察所
入口支援 <sup>20</sup> の対象者が更生保護施設に入所するための情報提供及び保護観察所との連絡調整を行っています。	水戸地方検察庁
入口支援の対象者が住宅を確保するための不動産会社等の情報提供及び不動産会社等との連絡調整を行っています。	
困窮者を支援する民間団体と連携し、適当な帰住先がない方の帰住先の確保に努めています。	水戸刑務所
更生保護施設の運営資金を助成し、保護対象者の自立支援を実施しています。更生保護対象者の自立支援を促す手助けの一方策として、更生保護法人や茨城県就労支援事業者機構に運営資金の一部を一定額支援しています。	茨城県保護司会 連合会
保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的に住居を確保するとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span>	更生保護法人・ 自立準備ホーム (NPO 法人等)
更生保護施設において、退所した者に対する相談支援等を行うフォローアップ事業を実施していきます。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span>	

<sup>20</sup> 入口支援：一般に、矯正施設出所者を対象とし矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対し、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対し、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスにつなげる取組をいう。

## ウ 県の取組の方向

<b>自立準備ホームの役割等の周知</b> <p>矯正施設出所者等の一時的居場所である自立準備ホーム等の意義・役割等について、社会福祉法人やNPO等に理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。</p>	福祉政策課
<b>住み込み就労先の確保</b> <p>住み込みで働くことのできる就労先を確保するため、理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。</p>	
<b>必要な資金の貸付 <b>再掲</b></b> <p>社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対して転居等に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。</p>	
<b>居住支援事業の実施</b> <p>自立相談支援機関（市又は県が設置）において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業を実施します。（P11 図1参照）</p>	福祉人材 ・指導課
<b>住居確保給付金の支給</b> <p>犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又是住居喪失のおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。また、家計改善支援において転居によって家計が改善することが認められる場合、転居に要する費用を支給します。（P11 図1参照）</p>	
<b>自立相談支援事業における居住支援の強化</b> <p>自立相談支援機関を「住まいの総合相談窓口」と位置付け、県福祉事務所に「住まい相談支援員」を1名ずつ配置し、住まいに関わる課題がある幅広い対象者への相談支援を実施します。</p>	
<b>県営住宅の提供</b> <p>公営住宅法、茨城県県営住宅条例に基づき、住宅に困窮する方への県営住宅の提供に努めます。</p>	住宅課
<b>セーフティネット住宅<sup>21</sup>の登録</b> <p>保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者<sup>22</sup>のためのセーフティネット住宅の登録に努めます。</p>	

<sup>21</sup> セーフティネット住宅：賃貸住宅の賃貸人が都道府県等に住宅を登録することで、都道府県等はその情報を住宅確保要配慮者に提供し、住宅確保要配慮者が入居を申し込むことができる住宅。

<sup>22</sup> 住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等。

### 3 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援

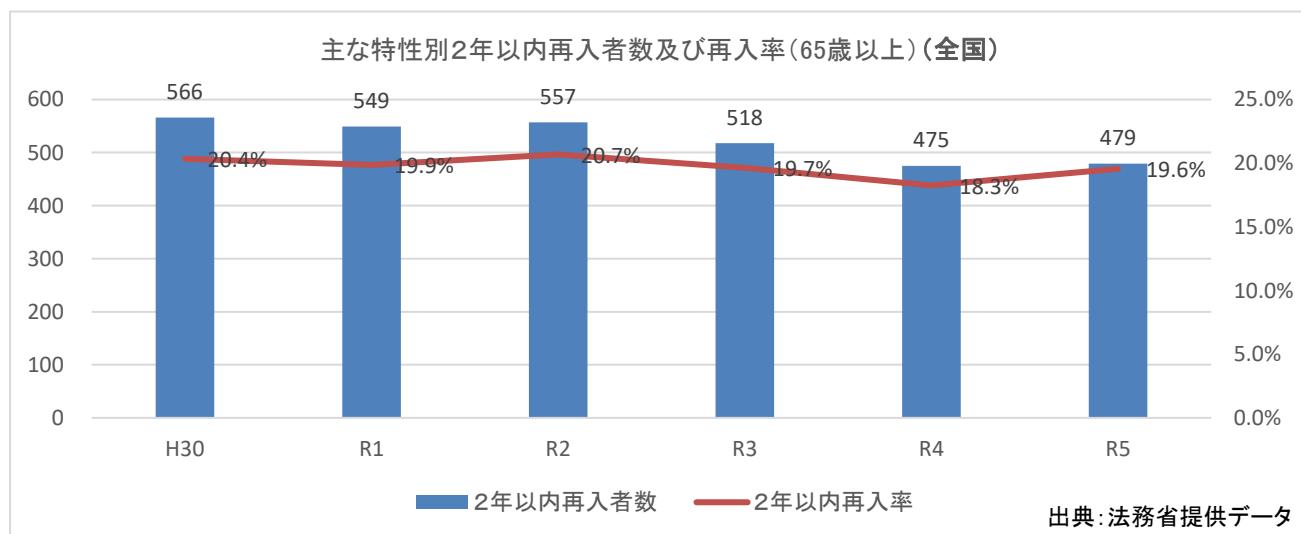
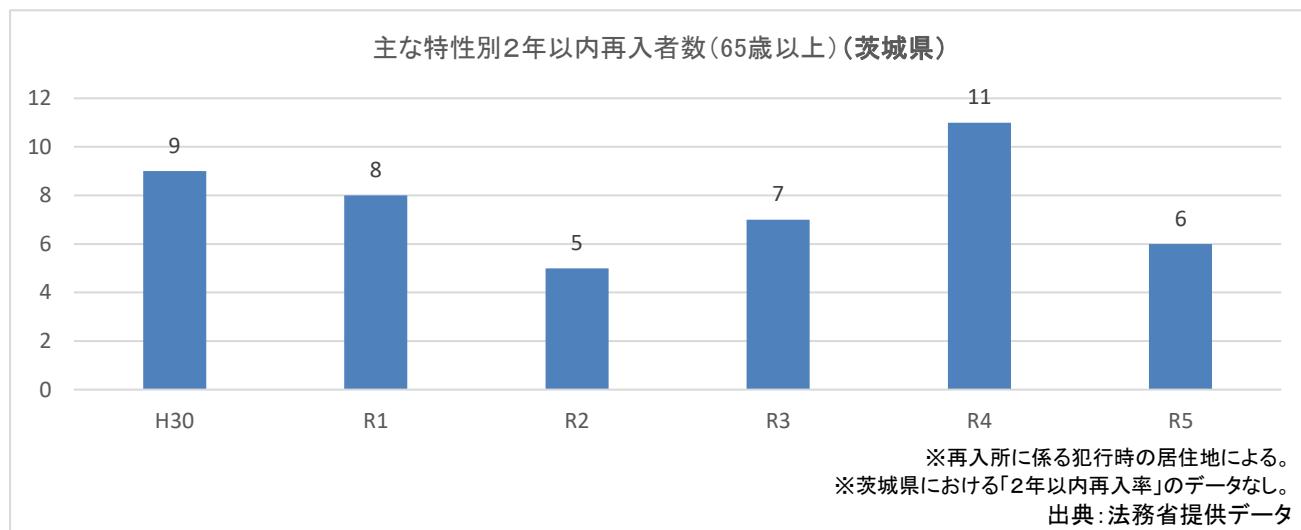
#### (1) 高齢者又は障害者への支援

##### ア 現状と課題

令和6年版犯罪白書によると、全国の令和4年の出所受刑者の2年以内再入率は、年齢層別でみると65歳以上が最も高く、18.3%となっています。

国の統計（新受刑者の状況）によると、本県の令和5年の新受刑者のうち65歳以上の割合は17.8%となっています。また、本県の令和5年の出所受刑者（65歳以上）の2年以内再入者数は6人となっています。

高齢者や障害者は、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しない等のため支援が実施できない場合があることなどから、国、市町村、民間団体等と連携しながら、適切な支援を行う必要があります。



## イ 国関係機関・団体の取組

矯正施設入所中の高齢者又は障害者で出所後の住居がなく、福祉サービスを受けること等に同意している方に対し、地域生活定着支援センターと連携して、福祉施設等の出所後の受入先の調整を行っています。	水戸保護観察所
起訴猶予等となった高齢者又は障害者で福祉的支援が必要な方に対し、更生緊急保護 <sup>23</sup> により必要な支援を行っています。	
入口支援の実施に当たっては、福祉施設等の調整に時間を要することから、一時的な入所施設の確保が必要であるため、高齢者又は障害者が入所可能な自立準備ホームの開拓を行っています。	
入口支援の対象者が福祉サービスを受けるための情報提供及び行政機関や福祉施設との連絡調整を行っています。	水戸地方検察庁
高齢（出所時におおむね60歳以上となることが見込まれる受刑者）又は障害を有する等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる受刑者に対し、社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるための指導を行っています。（社会復帰支援指導）	水戸刑務所
保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時に住居を確保するとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span>	更生保護法人・ 自立準備ホーム (NPO 法人等)
更生保護施設において、退所した者に対する相談支援等を行うフォローアップ事業を実施していきます。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span>	

## ウ 県の取組の方向

地域生活定着支援センターによる福祉サービスの利用支援	福祉政策課
地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設退所者に対し、社会福祉施設への入所調整や福祉サービスの利用調整を行い、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。また、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等に対し、釈放後に福祉サービスを利用できるよう支援を行います。  (P19 図3 参照)	
更生保護施設との連携	
地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設に入居する方のうち福祉サービス等を必要とする方が支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を強化します。	

<sup>23</sup> 更生緊急保護：保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。

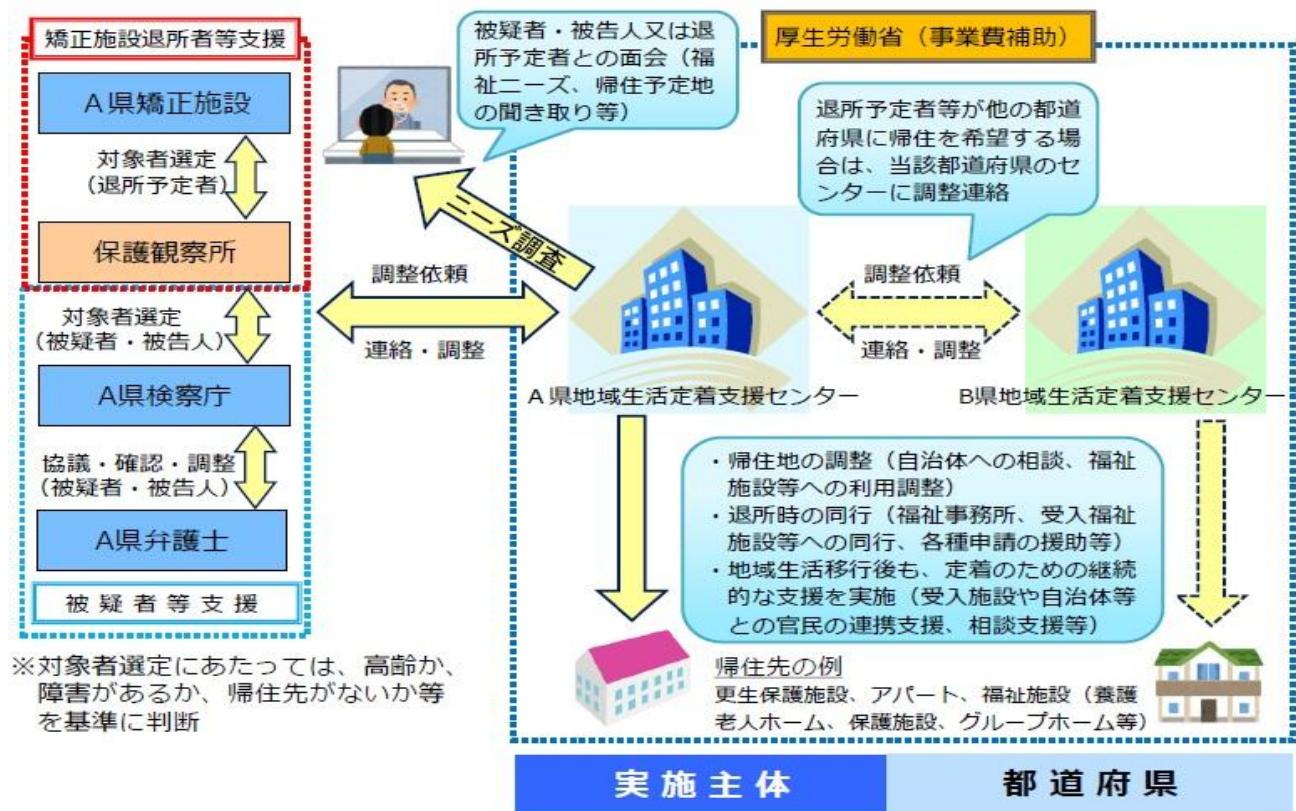
<p><b>県計画の周知</b></p> <p>社会福祉協議会や民生委員・児童委員等に対して「茨城県再犯防止推進計画」を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする方についての情報を共有します。</p>	<p><b>福祉政策課</b></p>
<p><b>市町村への働きかけ</b></p> <p>矯正施設入所者のうち高齢者や障害者等の福祉的支援を必要とする方が、出所前又は出所後に速やかに必要な保健医療・福祉サービス利用のための手続きが行えるよう、市町村に対して働きかけます。また、入口支援においても速やかに必要な手続きが行えるよう、市町村に対して働きかけます。</p>	
<p><b>連絡会議等へ参画</b></p> <p>犯罪をした者等のうち生活に困窮する方や障害者等の福祉的支援が必要な方に対し、円滑に必要な福祉サービスが提供されるよう、検察庁・保護観察所・矯正施設と福祉関係機関による連携強化を目的とした連絡会議等に参画します。</p>	
<p><b>自立準備ホームの確保への協力</b></p> <p>自立準備ホームの制度周知を図り、更生緊急保護対象者等の一時的な居場所の受け皿として、高齢者や障害者等を受け入れ可能な既存の福祉施設を活用できるよう、社会福祉法人等に働きかけます。</p>	
<p><b>更生保護施設等の意義・役割等の広報・啓発</b></p> <p>矯正施設の出所者等の自立を支援する更生保護施設等の意義・役割等について、県民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。</p>	
<p><b>必要な資金の貸付 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span></b></p> <p>社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対して福祉用具の購入等に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。</p>	
<p><b>地域包括支援センター<sup>24</sup>の機能強化支援</b></p> <p>市町村が設置している地域包括支援センターが、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として、高齢者に対する総合相談支援、権利擁護、認知症対策、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を円滑に実施していくよう、研修等の実施を通じ、関係職員の資質向上を図ります。</p>	<p><b>健康推進課</b></p>

<sup>24</sup> 地域包括支援センター：地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。

日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助	健康推進課
認知症高齢者や障害者など判断能力が十分でない方が、権利を侵害されることなく地域で安心して生活を送れるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対する財政的な支援を行います。	
矯正施設への出張による面接判定	障害福祉課
矯正施設に入所している知的障害が疑われる方から療育手帳申請があったときは、矯正施設への出張による面接判定を行います。	
医療観察法医療への取組	病院局 経営管理課
心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者を対象に、病状の改善及び同様の他害行為の再発防止を図り、社会復帰を支援します。	

図 3

### 地域生活定着支援センターの概要



地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。

- ① コーディネート業務（矯正施設退所予定者の帰住地調整を行う）
- ② フォローアップ業務（矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言を行う）
- ③ 被疑者等支援業務（被疑者等の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う）
- ④ 相談支援業務（犯罪をした者等への福祉サービス等についての相談支援を行う）
- ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務

出典：厚生労働省資料

## (2) 薬物依存を有する者への支援

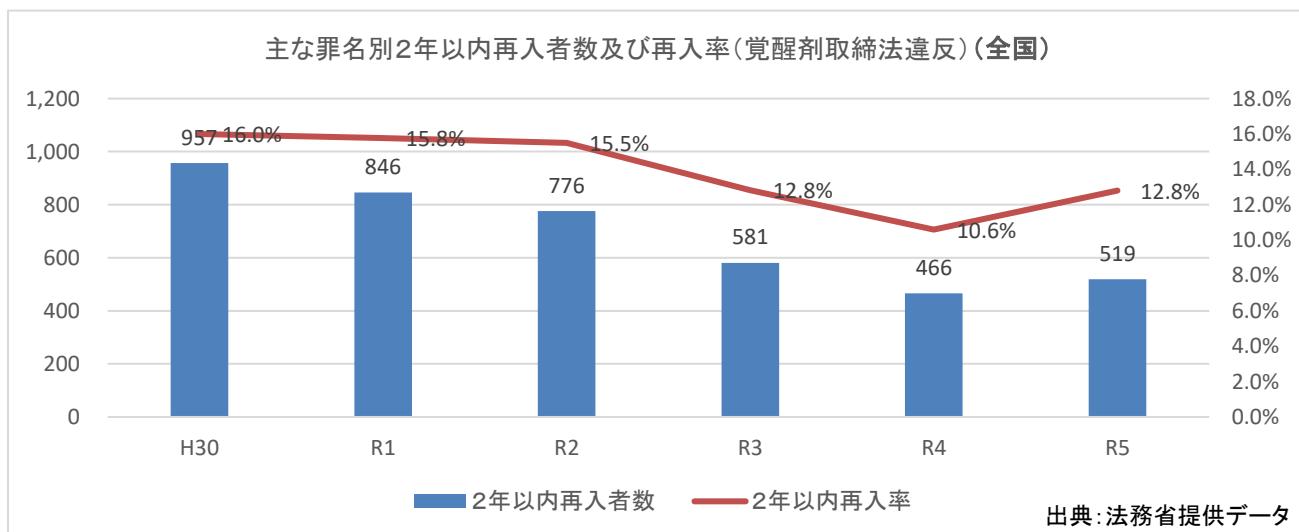
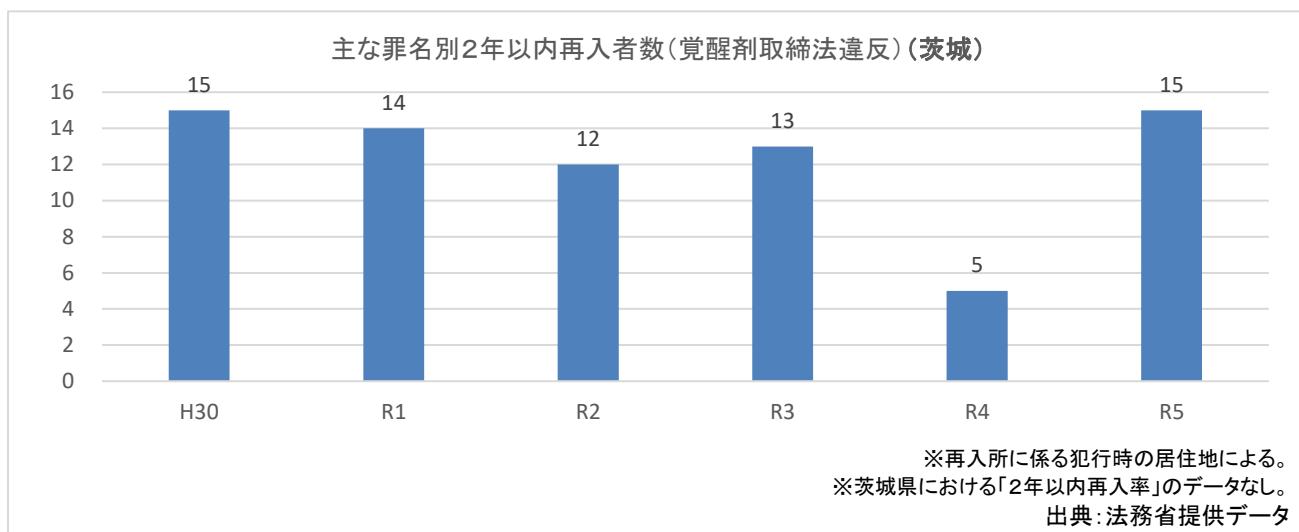
### ア 現状と課題

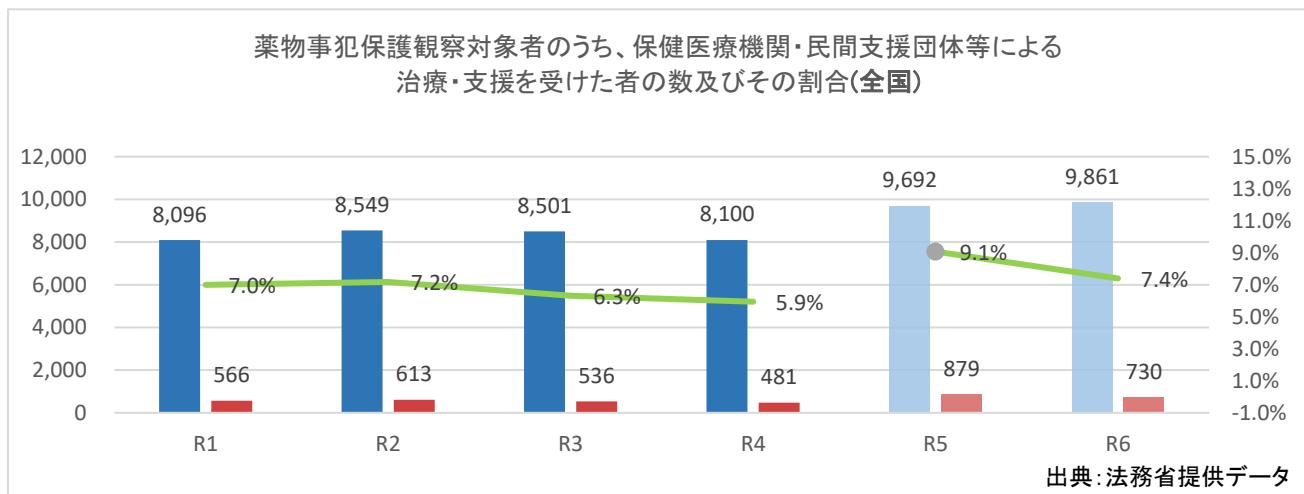
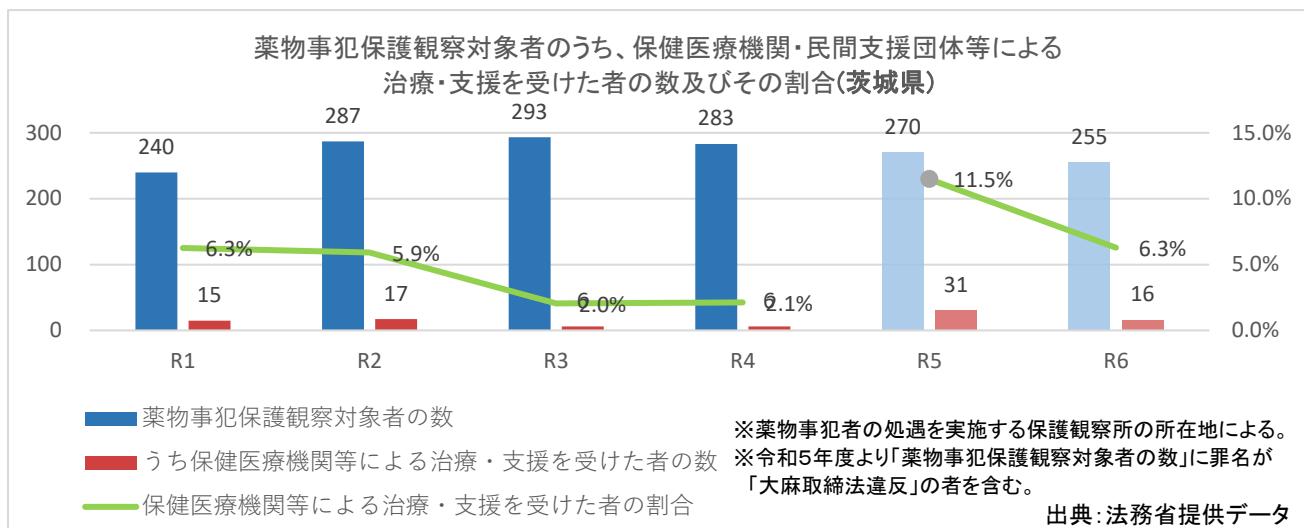
令和6年版犯罪白書によると、全国の令和4年の出所受刑者（覚醒剤取締法違反）の2年以内再入率は10.6%となっています。

本県の令和5年の出所受刑者（覚醒剤取締法違反）の2年以内再入者数は15人となっていま  
す。また、本県で令和6年の薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等による治療・支援を受けた者の割合は6.3%となっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、再犯を防止するためには、薬物依存症からの回復に向け、適切な治療、支援を継続的に行うことが大切です。

県では、薬物依存に関する相談窓口を設置し、薬物依存の者に対する相談支援を行うとともに、県民に向けた薬物乱用防止の広報啓発を行っていますが、薬物依存症からの回復には長い期間がかかるため、国、市町村、関係団体等と連携しながら、より効果的で息の長い支援を行うことが必要です。





## イ 国関係機関・団体の取組

薬物事犯の保護観察対象者に対し、ワークブックに基づく教育課程と簡易薬物検出検査を実施し、薬物再使用防止の支援を行っています。	水戸保護観察所
保護観察所内に薬物処遇ユニットを設置し、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行い、薬物事犯者に対する指導及び支援を実施しています。	
矯正施設入所中の薬物事犯者の家族（引受人）に対し、薬物依存についての正しい知識と理解を深めるため、専門家による講話等を行い、薬物事犯者の家族への支援を行っています。	
入口支援の対象者が治療を受けるための情報提供及び医療機関との連絡調整を行っています。	水戸地方検察庁
薬物使用に係る自己の問題性を理解し、再使用に至らないための具体的な方法を習得するための特別改善指導（薬物依存症離脱指導）を実施しています。	水戸刑務所

水府学院は、全国2か所に設置された薬物重点指導施設に指定されており、覚醒剤、麻薬、大麻、その他の薬物に依存している少年に対する指導（薬物非行防止指導）に力を入れています。	水府学院
認知行動療法に基づくグループミーティングを中心に、アンガーマネジメント、マインドフルネス、陶芸など、約4か月間の特色ある集中的なプログラム（薬物非行防止指導）を実施しています。	
保護観察所で実施している薬物事犯者の引受人会や家族会に参加し、関係者の不安解消等に協力しています。	茨城県保護司会連合会
保護観察所からの委託を受け、帰住先のない刑務所出所者等に対し、一時的に住居を確保するとともに、ハローワークや協力雇用主と連携した就労確保や、保健医療・福祉サービスの利用のための支援を行っています。 <a href="#">再掲</a>	更生保護法人・自立準備ホーム（NPO法人等）
更生保護施設において、退所した者に対する相談支援等を行うフォローアップ事業を実施していきます。 <a href="#">再掲</a>	

## ウ 県の取組の方向

薬物依存に関する相談窓口の設置 薬物依存に関する相談窓口を精神保健福祉センターに設置し、専門医療機関や自助グループ <sup>25</sup> 、回復支援施設（ダルク <sup>26</sup> 等）と連携して、薬物依存の問題を抱える方に対する相談支援を行います。	障害福祉課
自助グループや回復支援施設の紹介 精神保健福祉センターや保健所において、本人の意向を確認の上、薬物依存に係る自助グループや回復支援施設を紹介します。	
依存症専門医療機関等の選定 薬物依存の専門治療が受けられるよう、県において薬物依存症治療拠点機関及び専門医療機関を選定します。	
薬物依存からの回復のための医療費の負担軽減 薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。（自立支援医療（精神通院医療）制度）	
家族教室の開催 精神保健福祉センター等が開催する家族教室において、自助グループや回復支援施設と連携し、家族に対して薬物依存に関する正しい知識や本人との関わり方等を助言します。	

<sup>25</sup> 自助グループ：同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。

<sup>26</sup> ダルク（DARC）：覚醒剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

<b>関係機関や民間団体と連携した広報・啓発活動</b>	障害福祉課
薬物依存に対する理解が地域に広がるよう、専門医療機関や自助グループ、回復支援施設と連携した広報・啓発活動を行います。	
<b>講演会等の開催</b>	
薬物依存に関する知識の啓発のため、専門医療機関や自助グループ、回復支援施設と連携した講演会等を開催します。	
<b>支援関係者への研修等の実施</b>	
薬物依存の問題を抱える方を支援する関係者（医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等）に対する研修等を実施し、薬物依存からの回復に関する正しい知識・技術の普及に努めるとともに、関係者の連携強化に努めます。	
<b>茨城県依存症問題地域連携会議の開催</b>	
精神保健福祉センターにおいて、「茨城県依存症問題地域連携会議」を開催し、関係機関での取組状況や課題の共有を図ります。	
<b>依存症回復支援プログラムの実施</b>	
精神保健福祉センターにおいて、回復に必要な知識や具体的な対処方法について学ぶ依存症回復支援プログラムを実施します。	
<b>薬物依存に関する相談窓口の設置</b>	薬務課
薬物依存に関する相談窓口を精神保健福祉センターに設置し、回復支援施設と連携して、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を行います。	
<b>家族教室の開催</b>	
精神保健福祉センター等が開催する家族教室において、自助グループや保護観察所と連携し、家族に対して薬物依存症に関する正しい知識や本人との関わり方等を助言します。	
<b>関係機関や民間団体と連携した広報・啓発活動</b>	
規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を行います。	
<b>薬物乱用防止啓発活動の実施</b>	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等により、県内各地の街頭での啓発資材の配布、高校野球やサッカー大会の会場等での横断幕の掲示、各種広報媒体(各種広報誌・ラジオ・県域データ放送・公共交通機関駅構内の電光掲示板等)の活用等により、薬物乱用防止啓発活動を行います。	
<b>薬物乱用防止教育の実施</b>	
学校等と連携して効果的に薬物乱用防止教室を実施するなど、薬物の有害性、危険性に関する教育活動を実施します。	

<b>薬物乱用防止啓発活動の実施</b> <p>「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等により、県内各地の街頭での啓発資材の配布、高校野球やサッカー大会の会場等での横断幕の掲示、各種広報媒体(各種広報誌・ラジオ・県域データ放送・公共交通機関駅構内の電光掲示板等)の活用等により、薬物乱用防止啓発活動を行います。</p>	<b>警察本部 人身安全少年課</b>
<b>薬物乱用防止教室の実施</b> <p>学校及び保育所の児童、生徒らを対象に薬物乱用防止教室を開催し、薬物の有害性、危険性に関する教育活動を実施します。</p>	

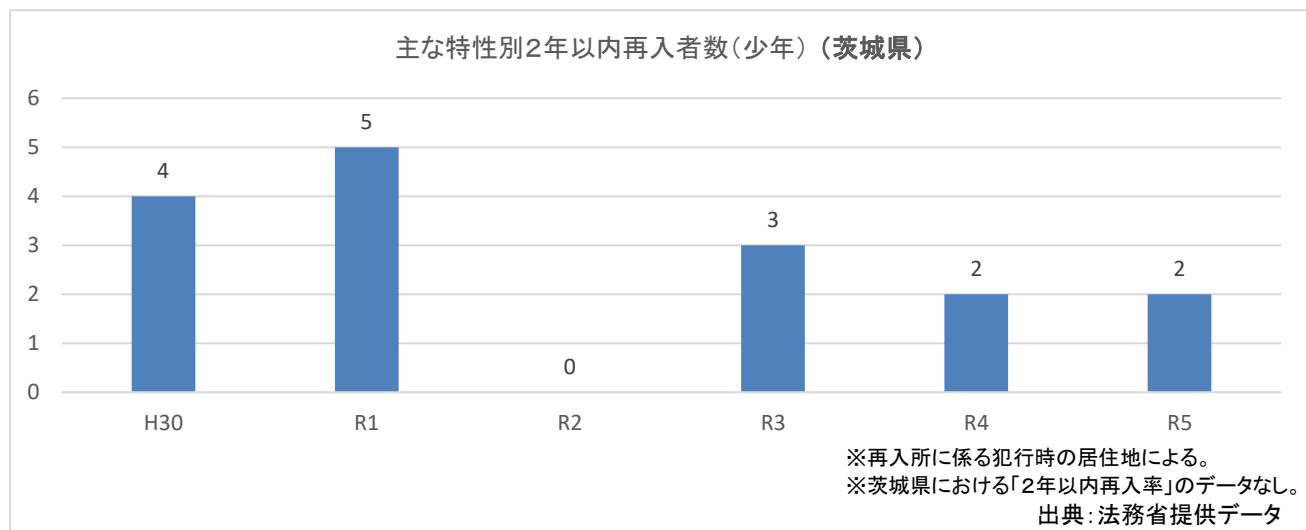
### (3) 青少年への支援

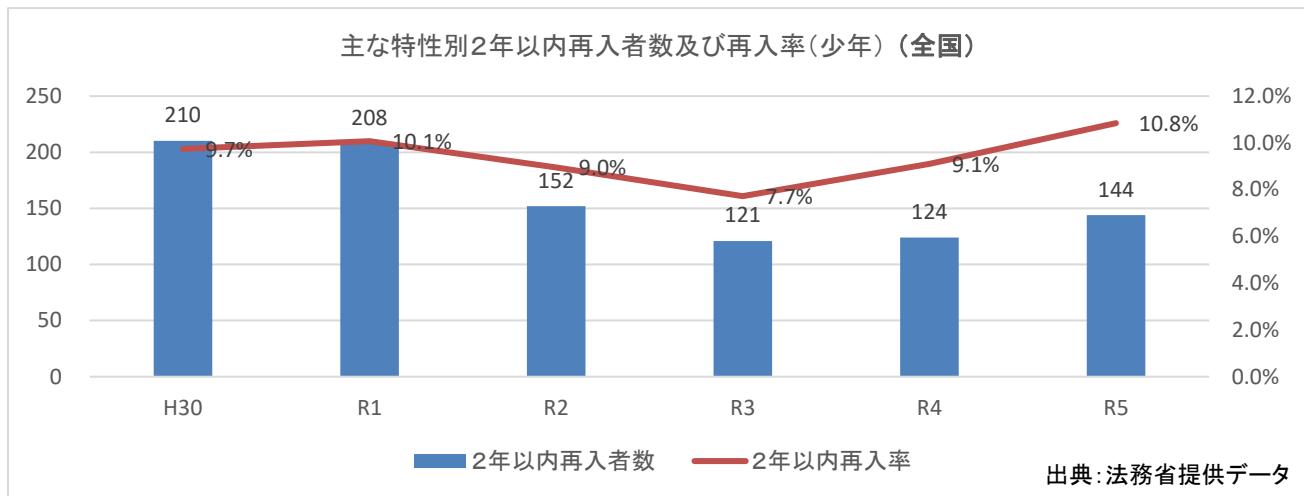
#### ア 現状と課題

国の統計（新受刑者の状況・少年院入院者の状況）によると、全国の令和5年の新受刑者のうち30.8%は高等学校に進学しておらず、23.5%は高等学校を中退しており、また、少年院入院者のうち19.5%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、40.5%は高等学校を中退しています。

「少年非行の概況（茨城県警察本部資料）」によると、本県で令和6年に刑法犯で検挙された少年は280人（総検挙者のうち7.8%）で、このうち52人が再犯者であり、その割合は18.6%となっています。また、本県の令和5年の出所受刑者（少年）の2年以内再入者数は2人となっています。

社会情勢の変化等により、少年が地域社会で孤立し非行少年とならないよう取組が求められており、関係機関と連携しながら、学校や地域における非行の未然防止に向け適切な教育・支援等に取り組む必要があります。





#### イ 国関係機関・団体の取組

少年院では、教科指導のほか、義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行うとともに、文部科学省と連携して高等学校卒業程度認定試験を受験する機会を設けています。	少年院
学校等での問題行動、交友関係などに関して、学校関係機関や児童生徒本人、保護者などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動への支援に取り組んでいます。	水戸少年鑑別所
学校と保護司 <sup>27</sup> の協議会や、学生に対する登下校時の見守り、あいさつ運動を実施しています。	茨城県保護司会 連合会

#### ウ 県の取組の方向

社会貢献活動への協力	福祉政策課
非行のある少年等の立ち直りを目的とした保護観察所や少年院の社会貢献活動の実施に協力します。	
必要な資金の貸付 <b>再掲</b>	
社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業を通じ、低所得者、高齢者、障害者等に対して修学に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。	
子どもの学習・生活支援事業の実施	福祉人材 ・指導課
自立相談支援機関（市又は県が設置）において、子どもの学習・生活支援事業により、日常生活や親への養育支援などを通じて、単に勉強を教えるだけでなく、子どもの自立に向けた支援を実施します。	

<sup>27</sup> 保護司：犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

<p><b>日常的なネットワーク体制の構築</b></p> <p>学校に在籍する児童生徒の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関と連携を図り、日常的なネットワーク体制の構築を検討します。</p>	<p><b>特別支援教育課、 生徒支援・いじめ 対策推進室</b></p>
<p><b>学校と保護司、保護観察所等の連携</b></p> <p>学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が連携して相談支援を充実するなど立ち直りを支援します。</p>	
<p><b>スクールカウンセラーの配置・派遣</b></p> <p>小中学校・高等学校等へのスクールカウンセラーの配置又は派遣により、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。</p>	
<p><b>少年鑑別所との連携・協力関係の構築</b></p> <p>学校等の地域の関係機関及び団体における非行の未然防止活動の一層の充実を図るため、少年鑑別所との連携・協力関係の構築について検討します。</p>	<p><b>生涯学習課、 特別支援教育課、 生徒支援・いじめ 対策推進室</b></p>
<p><b>矯正施設との連携による修学の継続</b></p> <p>通信制高校に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が通信制高校への入学を希望した場合において、矯正施設と連携して、修学の継続に向けた必要な配慮を行います。</p>	<p><b>義務教育課、 高校教育課、 特別支援教育課</b></p>
<p><b>矯正施設との連携による入学・編入学への配慮</b></p> <p>矯正施設に入所する者が高等学校等への入学・編入学を希望する場合において、矯正施設と連携し、入学者や編入学の選抜手続き等において必要な配慮を行います。</p>	
<p><b>ボランティア活動への協力</b></p> <p>BBS会<sup>28</sup>が行う地域の非行防止活動等に協力します。</p>	<p><b>生涯学習課</b></p>
<p><b>手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施</b></p> <p>非行歴のある少年や家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年が、少年指導委員や大学生サポーターなどの少年警察ボランティア<sup>29</sup>と関わりを持つことで周囲とのきずなの強化が図られるよう、また、非行等により通学や進学を中断した少年が学校や地域社会において再び学ぶ機会を得られるよう、これらの少年に対し、手を差し伸べる立ち直り支援活動（生産体験活動、スポーツ活動等）への積極的な参加を呼びかけます。</p>	<p><b>警察本部 人身安全少年課</b></p>

<sup>28</sup> BBS 会：BigBrothers and Sisters Movement の略。非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

<sup>29</sup> 少年警察ボランティア：警察から委嘱され、自治体や学校などと連携して少年の非行防止や少年の保護を図るために活動に従事する。代表的な名称は「少年補導員」「少年警察協助員」「少年指導委員」。

### 非行防止教室の開催

学校及び保育所の児童・生徒らを対象に非行防止教室を開催し、少年の非行防止、規範意識の醸成を目的として、インターネットの危険性や非行防止全般等を内容とする教育活動を実施します。

警察本部

人身安全少年課

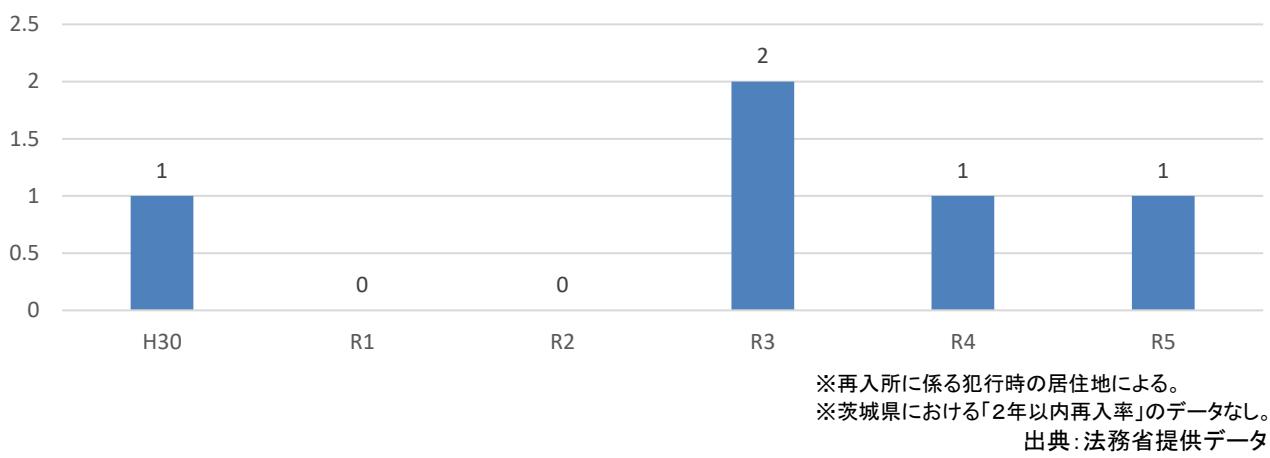
## (4) 性犯罪をした者への支援

### ア 現状と課題

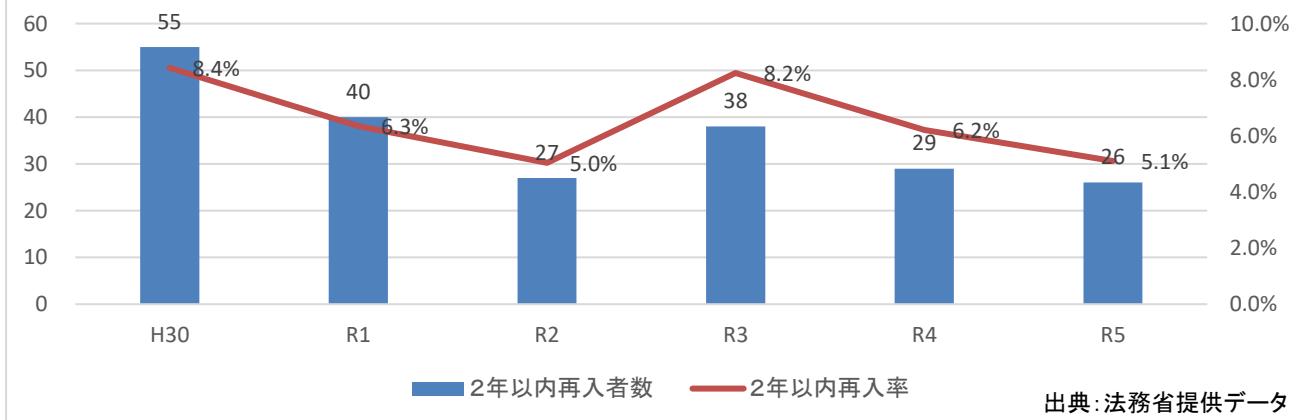
「茨城県の犯罪情勢（茨城県警察本部資料）」によると、本県の令和6年の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ、性的姿態撮影等処罰法違反）の検挙者数は159人となっています。また、本県の令和5年の出所受刑者（性犯罪）の2年以内再入者数は1人となっています。

令和4年11月に制定された「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を踏まえ、関係機関と連携しながら、性犯罪の再犯防止を図るため、性犯罪加害者等に対して継続して相談対応等の社会復帰のための支援を行うことが必要です。

主な罪名別2年以内再入者数(性犯罪)（茨城県）



主な罪名別2年以内再入者数及び再入率(性犯罪)(全国)



## イ 国関係機関・団体の取組

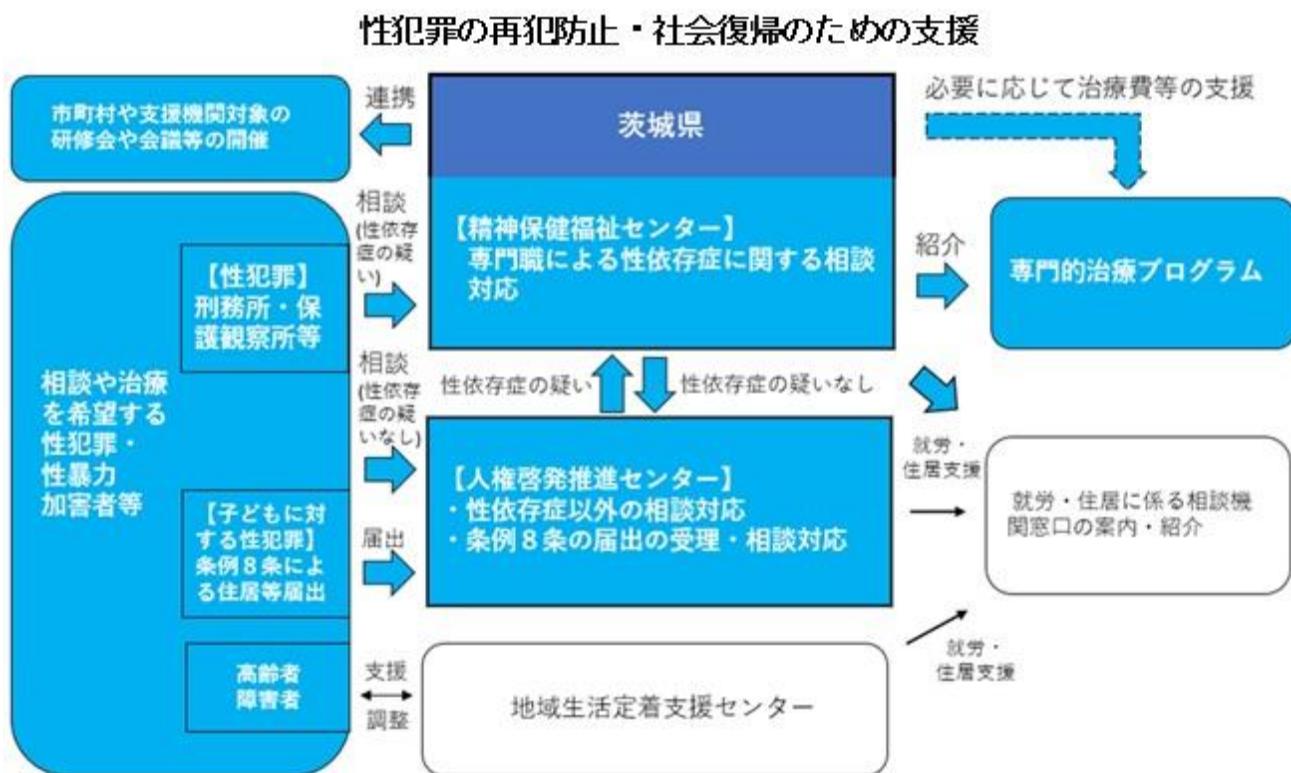
保護観察中の性犯罪者に対し、性犯罪に結びつくおそれのある認知の偏り（考え方や受け止め方のクセ）や、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させる「性犯罪再犯防止プログラム」を実施しています。	水戸保護観察所
性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者に対し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目的として、認知行動療法に基づくプログラムである「性犯罪再犯防止指導」を実施しています。	水戸刑務所
性犯罪をして刑事上の手続又は保護処分を受け、拘禁刑の執行、保護観察などの処遇を受けている者に対し、処遇機関の依頼に応じて、その者の能力・性格の調査や指導方法の提案などの支援を実施しています。	水戸少年鑑別所

## ウ 県の取組の方向

人権啓発推進センターにおける相談対応	福祉政策課
性依存症以外の性犯罪をした者に対し、人権啓発推進センターにおいて必要に応じ、就労・住居に係る相談機関窓口の案内・紹介を行います。 (P29 図4参照)	
住居等届出の受理	
人権啓発推進センターにおいて、子どもに対する性犯罪をした者から茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づく住居等の届出を受理します。 (P29 図4参照)	
専門職による性依存症に関する相談対応	
性依存の疑いのある性犯罪をした者に対し、精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症相談事業に加え、性依存症の相談、助言を行うとともに、必要に応じ、専門的治療プログラムの紹介や治療費の支援を実施します。	
国・市町村との連携	
刑務所・保護観察所・少年鑑別所と性犯罪をした者の支援等に係る情報共有に努めるとともに、県の取組の周知を図ります。	
性犯罪の再犯防止・社会復帰のための支援の周知	
性犯罪をした者への支援について、県ホームページに掲載するなど周知に努めます。	
専門職による性依存症に関する相談対応	障害福祉課
性依存の疑いのある性犯罪をした者に対し、精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症相談事業に加え、性依存症に関する相談、助言を行います。	

<p><b>子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置</b></p> <p>1 6歳未満の子どもを被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じ、関係機関団体との連携を図ります。</p>	<p><b>警察本部 人身安全少年課</b></p>
<p><b>医療観察法医療への取組 再掲</b></p> <p>心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者を対象に、病状の改善及び同様の他害行為の再発防止を図り、社会復帰を支援します。</p>	<p><b>病院局 経営管理課</b></p>

図 4



## (5) その他の特性に応じた支援

### ア 現状と課題

「犯罪統計書（警察庁資料）」によると、本県の令和5年の刑法犯検挙者のうち女性の割合は23.7%となっています。また、「暴力団情勢と検挙状況（茨城県警察本部資料）」によると、本県の令和6年の暴力団員等の検挙者数は443人となっています。

犯罪や非行の内容をはじめ、年齢、性別、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪をした者等の犯罪の背景にある事情は各々々であることから、再犯の防止のためには罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な支援を行うことが必要です。

### イ 国関係機関・団体の取組

刑務所出所者等のうち、性犯罪者、薬物事犯者、暴力事犯者及び飲酒運転事犯者に対し、それぞれの専門的処遇プログラムにより、問題性を改善するための処遇を実施しています。	水戸保護観察所
保護観察対象者のうち被害者を死亡又は重大な傷害を負わせた者に対し、罪の大きさの認識、悔悟の情を深めさせることを通じて、再び犯罪をしない決意を固めさせるとともに、被害者等への誠実な対応を促すことを目的として、しく罪指導プログラムを実施しています。	
被収容者の特性を把握して、効果的な指導方法等について研究し、研究結果の発表を行って情報共有を図っています。	水戸刑務所
保護観察所と連携して、茨城就業支援センター訓練生や更生保護施設在所者に対し、各種心理検査等の調査を行い、それに基づく助言等を行っています。	水戸少年鑑別所
保護観察所や保護司会連合会が主催し、保護司に対して処遇基礎力強化研修や指導力強化研修等を実施しています。	茨城県保護司会連合会

### ウ 県の取組の方向

調査研究への協力	福祉政策課
矯正施設や保護観察所の指導や支援がより効果的なものとなるよう、刑事司法関係機関が行う調査や研究に協力します。	
女性相談センターにおける相談受付	青少年家庭課
県女性相談センターにおいて、犯罪や非行をした女性が抱える問題の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関への連絡等の支援を実施します。	

<p><b>社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実</b></p> <p>警察・県暴力追放推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなど、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図ります。</p>	<p><b>警察本部 組織犯罪対策 第一課</b></p>
<p><b>暴力団からの離脱支援</b></p> <p>警察や県暴力追放推進センターと矯正施設、保護観察所が連携し、暴力団離脱希望者からの相談を受け、離脱のための交渉を仲介するなど、暴力団からの離脱支援を行います。</p>	
<p><b>ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ</b></p> <p>警察と精神科医等が連携し、ストーカー加害者に精神科医等による適切な措置を施し、加害者の内面に働きかけ、被害者に対する支配意欲や執着心を取り除くことで加害行為の発生を防止し、被害者の安全を確保します。</p>	<p><b>警察本部 人身安全少年課</b></p>

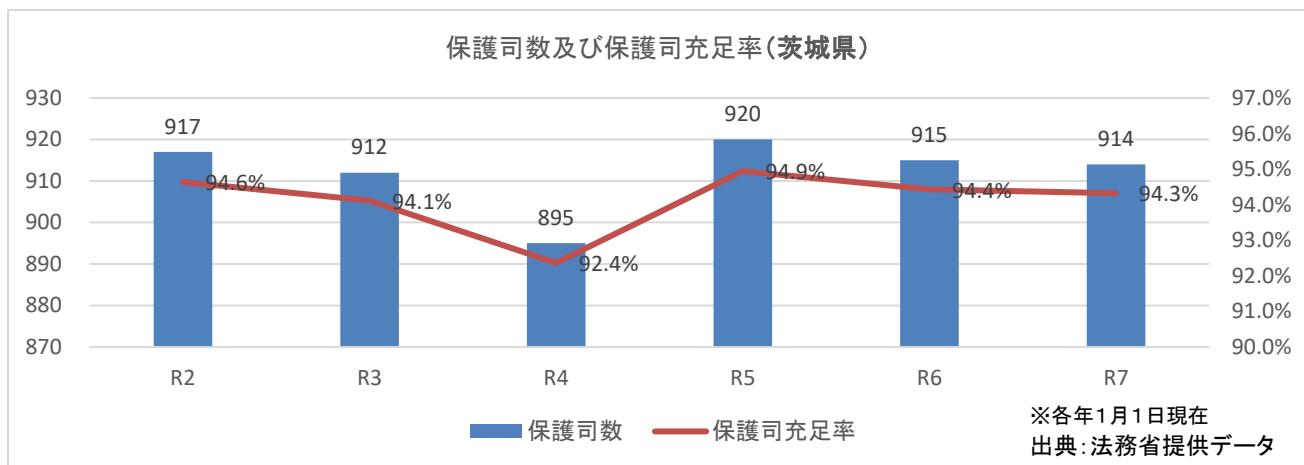
#### 4 民間協力者の活動の促進

##### ア 現状と課題

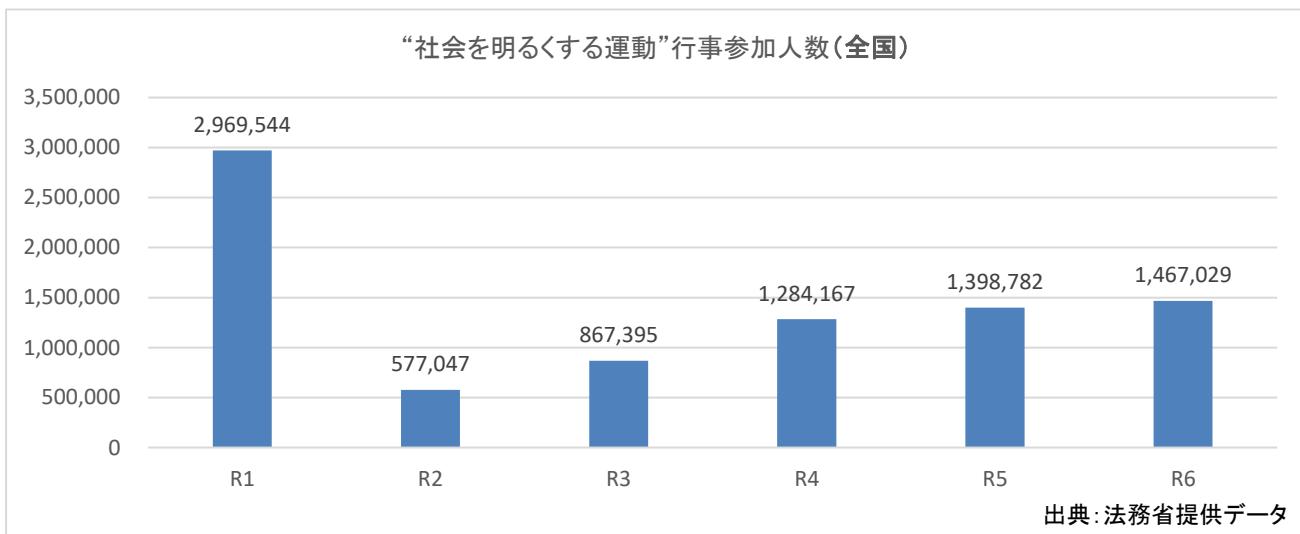
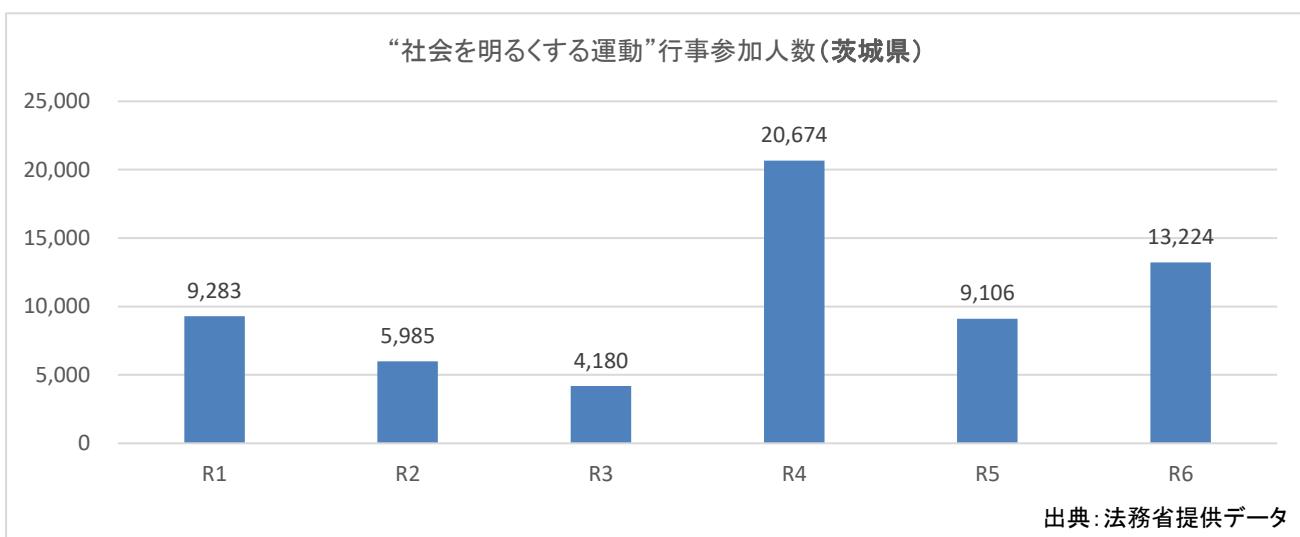
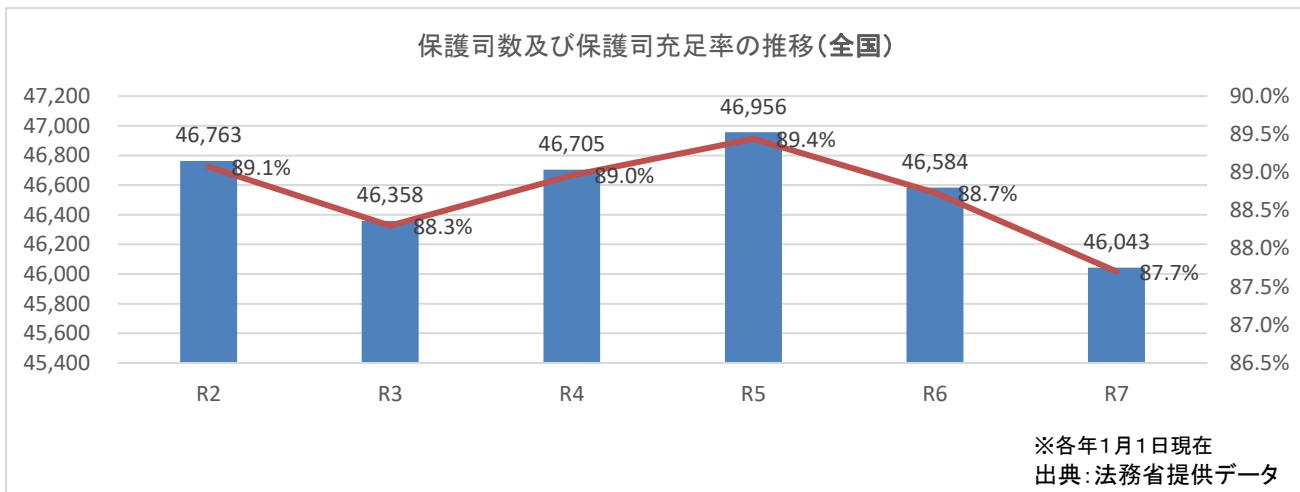
本県の令和7年1月1日現在の保護司の充足率は94.3%で、全国平均(87.7%)と比較して高い水準となっています。また、本県の令和7年1月1日現在の保護司一人当たりの事件数は、0.59件となっています。

再犯の防止等に関する取組は、犯罪をした者等が孤立することなく社会の一員として安定した生活が送れるよう保護観察などの活動を行う保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会<sup>30</sup>やBBS会等の更生保護ボランティアなど、多くの民間協力者によって支えられています。

民間協力者の担い手確保の困難化、高齢化が全国的な課題となっていますが、これらの民間協力者の果たす役割は大切であることから、民間協力者の確保を図るとともに、再犯の防止等に向けて民間協力者と一層の連携を図っていくことが必要です。



<sup>30</sup> 更生保護女性会：地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。



## イ 国関係機関・団体の取組

保護司活動の拠点や地域の関係機関との連携の場として、県内19地区保護司会に更生保護サポートセンター <sup>31</sup> を設置し、保護司活動の促進を図っています。	水戸保護観察所
保護司の安定的確保を図るため、保護司候補者検討協議会 <sup>32</sup> の開催、公的機関等の退職者等に対する保護司制度の周知等を行っています。	
更生保護女性会、BBS会、協力雇用主に対して研修会を実施し、民間協力者の活動の促進を図っています。	
矯正業務の充実、発展に寄与した方の表彰を行っています。	水戸刑務所
更生保護女性会やBBS連盟をはじめとした民間協力者の活動の場として、更生保護サポートセンターを提供しています。	茨城県保護司会 連合会

## ウ 県の取組の方向

県ホームページや広報誌等における活動等の周知	福祉政策課
県ホームページや広報誌等で、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア等の民間ボランティア活動について周知し、県民の理解促進を図ります。	
各種情報の収集・提供	
民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。	
更生保護ボランティアの募集への協力	
保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの募集に協力します。	
職員の退職後における更生保護ボランティア活動への参加促進	
定年退職予定者等を中心に保護司等の更生保護ボランティア活動について紹介し、職員の理解促進や退職後における更生保護ボランティア活動への参加促進に寄与します。	
少年指導委員の委嘱	警察本部 人身安全少年課
少年の非行防止や健全な育成を図るため、社会的信望があり、市町村や学校などと連携してボランティア活動に従事していただける方に対し、少年指導委員を委嘱します。	

<sup>31</sup> 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築を行っている。

<sup>32</sup> 保護司候補者検討協議会：保護司の充足率が比較的低いなどの保護区において、当該保護区の保護司候補者を広く求め必要な情報の収集及び交換を行うために、保護観察所長と保護司会長が共同して設置する協議会。

<p><b>大学生サポーターの委嘱</b></p> <p>県警ホームページによる募集や大学への働きかけ等により、少年警察活動に協力いただける大学生に対し、大学生サポーターを委嘱します。</p>	<p><b>警察本部 人身安全少年課</b></p>
<p><b>街頭補導の共同実施等</b></p> <p>少年警察ボランティアに対し、街頭補導の警察との共同実施等の支援を行います。また、大学生サポーターの活動に対する交通費用の助成等、活動に対する支援の充実を図ります。</p>	

## 5 広報・啓発活動の推進

### ア 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することが大切です。

しかし、再犯の防止等に関する取組は、県民にとって必ずしも身近なものとはいえないことから、広報・啓発活動を通して再犯の防止等に関する取組や民間協力者による再犯の防止等に関する活動について、県民の理解と協力を得る必要があります。

### イ 国関係機関・団体の取組

<p>犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、「社会を明るくする運動」<sup>33</sup>を実施しています。</p>	<p><b>水戸保護観察所</b></p>
<p>更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の民間協力者に対し、その活動実績に対して顕彰を行っています。</p>	
<p>施設見学を積極的に受け入れ、少年鑑別所（法務少年支援センター<sup>34</sup>）の活動を理解していただくとともに、再犯防止に向けた取組の広報を行っています。</p>	<p><b>水戸少年鑑別所</b></p>

### ウ 県の取組の方向

<p><b>広報・啓発</b></p> <p>地域の安全・安心につながるような更生保護の意義・役割等について、県民の理解が促進されるような広報・啓発に努めます。</p>	<p><b>福祉政策課</b></p>
<p><b>社会を明るくする運動の推進</b></p> <p>「社会を明るくする運動」を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。</p>	

<sup>33</sup> 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

<sup>34</sup> 法務少年支援センター：少年鑑別所法第131条に基づき、少年鑑別所長が地域社会において非行及び犯罪の防止に関する援助を行うため設置された機関。児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいる。

**再犯防止啓発月間の取組**

7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上の情報配信などにより、再犯防止についての広報活動を実施します。

**民間ボランティアの顕彰**

地域の安全、安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努めます。

**刑務所への作業発注の推進等**

矯正施設における作業や職業訓練等の充実を図るため、刑務所への作業発注の推進や、公共スペースを活用した刑務所作業製品の展示会等により、販売先を確保するための支援を進めます。

## 【参考資料】

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の概要
2. 第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）の概要

# 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- |           |                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 犯罪をした者等 | 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者                              |
| 2 再犯の防止等  | 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。） |

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

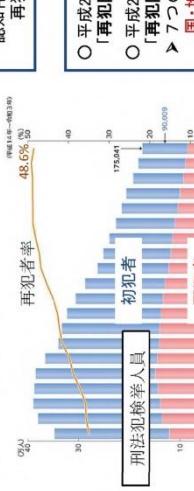
- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

出典：法務省資料

# I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性

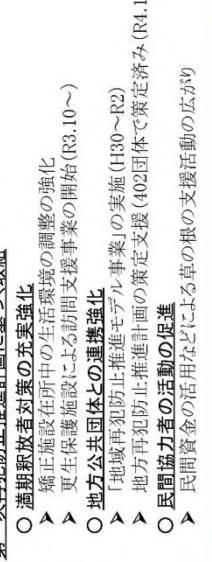


認知件数は毎年減少を更新  
再犯者率は上昇傾向



○ 平成28年12月  
「再犯防止推進法」公布・施行  
○ 平成29年12月  
「再犯防止推進計画」閣議決定  
▶ 7つの重点課題について  
国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

## 第二次再犯防止推進計画の推移



数値目標：「2年以内再入率を  
令和3年（令和2年出所者）  
までに16%以下にする」

目標  
達成

（年）

出所受刑者の2年以内再入率の推移

（%）

23.0

21.0

19.0

17.0

15.0

13.0

H15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

R1

2

出所年次

（年）

16.1

15.7

15.1

15.0

14.9

14.8

14.7

14.6

14.5

14.4

14.3

14.2

14.1

14.0

13.9

13.8

13.7

13.6

13.5

13.4

13.3

13.2

13.1

13.0

12.9

12.8

12.7

12.6

12.5

12.4

12.3

12.2

12.1

12.0

11.9

11.8

11.7

11.6

11.5

11.4

11.3

11.2

11.1

11.0

10.9

10.8

10.7

10.6

10.5

10.4

10.3

10.2

10.1

10.0

9.9

9.8

9.7

9.6

9.5

9.4

9.3

9.2

9.1

9.0

8.9

8.8

8.7

8.6

8.5

8.4

8.3

8.2

8.1

8.0

7.9

7.8

7.7

7.6

7.5

7.4

7.3

7.2

7.1

7.0

6.9

6.8

6.7

6.6

6.5

6.4

6.3

6.2

6.1

6.0

5.9

5.8

5.7

5.6

5.5

5.4

5.3

5.2

5.1

5.0

4.9

4.8

4.7

4.6

4.5

4.4

4.3

4.2

4.1

4.0

3.9

3.8

3.7

3.6

3.5

3.4

3.3

3.2

3.1

3.0

2.9

2.8

2.7

2.6

2.5

2.4

2.3

2.2

2.1

2.0

1.9

1.8

1.7

1.6

1.5

1.4

1.3

1.2

1.1

1.0

0.9

0.8

0.7

0.6

0.5

0.4

0.3

0.2

0.1

0.0

数値目標：「2年以内再入率を  
令和3年（令和2年出所者）  
までに16%以下にする」

（年）

23.0

21.0

19.0

17.0

15.0

13.0

H15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

R1

2

出所年次

（年）

23.0

21.0

19.0

17.0

15.0

13.0

12.9

12.8

12.7

12.6

12.5

12.4

12.3

12.2

12.1

12.0

11.9

11.8

11.7

11.6

11.5

11.4

11.3

11.2

11.1

11.0

10.9

10.8

10.7

10.6

10.5

10.4

<お問い合わせ先>

茨城県福祉部福祉政策課 人権施策推進室

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL : 029-301-3135

FAX : 029-301-6200